

令和 8 年 6 月 甲良町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | |
|------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第 3 号 令和 7 年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算） |
| 第 4 | 議案第 22 号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第 23 号 令和 8 年度甲良町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 第 6 | 同意第 4 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 7 | 同意第 5 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 8 | 同意第 6 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 9 | 同意第 7 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 10 | 同意第 8 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 11 | 同意第 9 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 12 | 同意第 10 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 13 | 同意第 11 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 14 | 同意第 12 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 15 | 同意第 13 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 16 | 同意第 14 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第 17 | 同意第 15 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて |

第18 同意第16号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて

第19 同意第17号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて

第20 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1 番	福 原 守	2 番	木 村 誠 治
3 番	藤 居 吉 也	4 番	山 田 光 義
5 番	小 森 正 彦	6 番	西 川 誠 一
7 番	野 瀬 欣 廣	8 番	木 村 修
9 番	西 澤 伸 明	10 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	加 藤 貴 也	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学校教育課長	橋 本 善 明
会計管理者	大 野 正 人	社会教育課長	上 田 真 司
税 務 課 長	丸 澤 俊 之	長寺センター館長	藤 井 千 恵
企画監理課長	望 月 仁	呉竹センター館長	中 川 一 樹
住民人権課長	大 山 一 弥	総務課参事	村 田 茂 典
保健福祉課長	山 崎 志保美	建設水道課参事	寺 居 友 彦
産 業 課 長	西 村 克 英	総務課長補佐	宮 寄 一 海
建設水道課長	村 岸 勉		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	山 下 悠 斗
---------	---------	-----	---------

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和8年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に2番 木村誠治議員、3番 藤居議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月16日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 おはようございます。本日、令和8年甲良町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ここで提案説明に先立ち、5月14日臨時会以降の若干の行政報告をいたします。

5月18日に、彦根愛知犬上広域行政組合において6月1日臨時会前の全員協議会に出席いたしました。

5月19日には、滋賀県国道連絡会定期総会に出席し、近畿地方整備局を交えた意見交換会を行いました。

5月25日には、滋賀県道路・都市計画協会及び河港・砂防協会定期総会に出席し、5月27日には、国道307号改良促進協議会総会に出席し構成団体6市6町において未整備部の早期着手、着手部については早期完了を求める要望について議論したところでございます。

また、6月1日には、先に述べました彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会に副管理者として出席したところです。

その他、町施策のために必要な会議等に参加しております。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和7年度一般会計予算において、翌年度に2億2,052万6,000円の明許繰越をしましたので、その計算書の報告であります。

議案第22号は、政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、令和8年度甲良町一般会計補正予算（第2号）で、5,011万9,000円を追加し、補正後の予算総額を42億4,546万8,000円とするものであります。

この主なものとしては、歳出において、社会福祉費として1,826万9,000円、社会教育費として1,943万7,000円等を加えそれらの財源として歳入において、町債2,530万円、財政調整基金繰入金1,834万7,000円などを追加するものとなります。

同意第4号から第17号までは任期満了に伴います農業委員会の委員の任命につき同意を求めるものでございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何卒よろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 報告第3号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書の方をご覧ください。報告第3号 令和7年度甲良町繰越明許費繰越計算書について、一般会計でございます。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、令和7年度甲良町一般会計予算において翌年度に繰り越したので、自治法施行令146条第2項の規定により報告するものでございます。

おめくりください。

計算書の款、項、事業名及び翌年度繰越額について読み上げさせていただきます。

2款、1項、事業名、省エネ家電買換え支援事業、翌年度繰越額600万円。同じく公共交通対策事業、1,387万4,000円。

3項、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、387万2,000円。

3款、1項、事業名、低所得者支援給付金交付事業、830万円。甲良町くらし応援券交付事業、4,167万1,000円。甲良町保健福祉センター壁

紙張替工事、131万5,000円。甲良町保健福祉センター多目的研修室等復旧工事設計監理業務、102万2,000円。甲良町保健福祉センター多目的研修室等復旧工事、2,074万円。

4款、3項、事業名、重点支援地方交付金活用事業、4,924万8,000円。

8款、2項、事業名、道路メンテナンス事業、210万円。5項、事業名、都市公園管理事業、880万円。

9款、1項、事業名、甲良町消防団消防ポンプ自動車購入業務、2,959万8,000円。甲良町地域防災計画修正業務委託、1,298万円。甲良町総合防災マップ作成委託業務、594万円。甲良町避難所生活支援体制整備・輸送車両整備事業、1,410万円。

10款、4項、事業名、公民館管理運営事業、96万6,000円。

以上、合計2億2,052万6,000円。

以上になります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

日程第4 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第22号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年6月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第22号でございます。甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額の部分の額が改正をされたことに伴いまして、今回所要の改正を行うものでございます。

議案書、鑑の次のページ、改め文をお願いいたします。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第18条中、31万5,000円を33万円に改める。

附則、1項、この条例は公布の日から施行する。2項、経過措置、3項は補償の内払でございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第22号は可決されました。

次に、日程第5 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第23号 令和8年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和8年6月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書でもってご説明の方をさせていただきます。

議案第23号 令和8年度甲良町一般会計補正予算(第2号)でございます。補正予算書裏面の方をお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出それぞれ5,011万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,546万8,000円とするものでございます。その詳細につきましては、第1表の方でご説明申し上げます。

また、第2条としまして、地方債の追加及び変更を行っております。こちらについては、第2表の方でご説明の方をさせていただきます。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の部でございます。款、項及び補正額の読み上げの方をさせていただきます。

8 款、1 項 地方特例交付金、補正額 5 9 7 万 3, 0 0 0 円。1 3 款、1 項 国庫負担金、1 7 4 万 6, 0 0 0 円。2 項 国庫補助金、5 7 3 万円。1 4 款、1 項 県負担金、8 7 万 3, 0 0 0 円。3 項 委託金、1 0 5 万円。1 7 款、2 項 基金繰入金、1, 8 3 4 万 7, 0 0 0 円。1 9 款、5 項 雑入、補正額 8 9 0 万円減額。2 0 款、1 項 町債、2, 5 3 0 万円。

以上、合計 5, 0 1 1 万 9, 0 0 0 円でございます。

おめくりください。歳出の部でございます。同じく、款、項及び補正額を読み上げさせていただきます。

2 款、1 項 総務管理費、1 9 5 万 4, 0 0 0 円減額。4 項 選挙費、1 0 5 万円。3 款、1 項 社会福祉費、1, 8 2 6 万 9, 0 0 0 円。2 項 児童福祉費、3 4 9 万 2, 0 0 0 円。8 款、4 項 住宅費、6 6 3 万 6, 0 0 0 円。9 款、1 項 消防費、3 0 万円。1 0 款、1 項 教育総務費、2 2 0 万 2, 0 0 0 円。3 項 中学校費、6 8 万 7, 0 0 0 円。4 項 社会教育費、1, 9 4 3 万 7, 0 0 0 円。

以上、合計 5, 0 1 1 万 9, 0 0 0 円。歳入歳出同額でございます。

続きまして、第 2 表 地方債補正についてご説明申し上げます。

まず、追加でございます。

甲良東こども園施設雨漏り修繕事業債、限度額 2 0 0 万円。また、甲良町公民館空調設備改修事業債、1, 9 4 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

また、変更がございます。

保健福祉センター非常照明機器更新事業債。補正前額 7 6 0 万円を補正後額 9 3 0 万円に変更するものでございます。保健福祉センター自動火災報知設備等更新事業。補正前額 2, 5 0 0 万円を補正後額 2, 7 2 0 万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法については、変更はございません。

以上、補正予算（第 2 号）のご説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番西澤議員。

○西澤議員 2 点お尋ねします。1 点は、この物価上昇に見合う、大変な今の暮らしと営業の関係、とりわけ中小零細の建設業者が多いわけですから、初年度の当初予算で積み残した課題、それから、その後、ホルムズ海峡の事実上の封鎖などがありまして、大変、石油関連の物資、製品が手に入らない、ないしは大変な高騰がされています。農業関係者からもいろいろ係るわけですが、その点で。

○丸山議長 すいません。マイクをもう少し寄せてください。

○西澤議員 その点で、補正予算の中に、暮らし、それから中小零細企業、それから農業の応援をどういうようにするかという点で、施策の盛り込みを検討されたのかどうか、それが1点です。

もう一つは、全協のときも聞きましたけども、ページ数で言いますと、歳入のところで8ページのコミュニティ助成金。それから、支出で、10ページの減額、890万円。これは国県が関わっているわけではないんですけども、質問の内容は、いったん、国に入るなり県に入るなりして、公的なチェックが入るということで、これ申請をしましても、これいわゆる必要性とか中身を審査して決定されるということではないと思うんです。私の経験からも、非常に階段の手すりを申請したけども、やはり申請が多かったので外れたんだというわけですね。ですから、件数が多いとやっぱり抽選みたいな形で、当たる当たらない、外れが出てくるということになりますので、やはり必要性を審査した上で決定するという内容に、やはり変えていく必要があると思うんですけれども、町で勝手にできるわけではないです。ですから、質問事項は、その内容がやっぱり県なり国なりできちんと審査される、そういうシステムないしは自治体の町で審査できるシステムに移行できないのかどうか。これは簡単にできることではないですけど、以前から問題になっていたというように思うんです。ですから、そういう点では、町村会を通じて要望を上げていくということも大事なので、その2点、よろしくお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 経済対策等については、7年の2月補正の方で、一定国の補正等について、計上させていただいたというところでございます。現在この補正予算について、その分についてのまた独自の経済対策をというところではちょっと何も計上してないところでございます。ただし、国の方も補正予算が立っているところでございますので、その情勢等を見ながら、対応をまた考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 もう一つ漏れています。

○丸山議長 はい。

○望月企画監理課長 コミュニティ助成ですけども、県の方に要望していきたいと思っております。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 コミュニティの方なんですけど、前回の全協でもお話しさせていただきましたとおり、なかなかいかないのは分かっております。今度、市町振興課の課長が来られますので、その辺の要望等も上げていきたいなと思っております。

以上です。

○丸山議長 よろしいですか。

○西澤議員 もう一つ。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 関連をして、先ほど総務課長が言われましたけども、今、高市首相の表明で、3兆円ちょっと超える金額ですか、その中身は、いまだ分からない、ざっとした形でも分かるんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今のところは情報はいただいておりますので、ごさいます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

6番西川議員。

○西川議員 12ページの件でちょっと質問します。全協で説明を受けて、必要なことは分かりましたけど、空調設備の件ですが、これを見ている限りには我々に判断のしようがないというふうに思いますので、いわゆる機種とか、この効率、それとか省力化はどのようにされているのか。それとか、従前のものよりも、能力が皆大きくなっていると思うんですけど、その辺のことがこれを、資料Aを見ていてもその辺がさっぱり分からないので、その辺の提出を求めたいと思います。

○丸山議長 社会教育課長。

○上田社会教育課長 今の段階では、設計段階でございますので、まだ出せるか出せんかというのは、また内部で協議をさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○丸山議長 6番西川議員。

○西川議員 設計段階で予算が出てきているんやから、中身は検討されているはずなんですよ。その辺を、そういうこと言っていては、予算を、我々は判断のしようが全く出てこないと思うんですが。どういうものをつけようとしているとか、そういうことは、せめて型式とか、そういうこととか皆分かっているはずですよ。それがなかったら予算書なんて組めないです。その辺をどうしているのか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 台数等については、この間全協資料の方で提出しているものとなります。容量等、効果とかということもそうなんですが、省エネ対応はされている器具にもなっております。設計段階での予算計上なので、どのようなものかというのは確かに把握はしているんですが、これから入札の方を行っていくものになりますので、どこまでのものを出せるかということを検討したい

ということでございます。

○丸山議長 6番西川議員。

○西川議員 それなりの判断材料を我々に示してください。

○丸山議長 ほかにありませんか。

社会教育課長。

○上田社会教育課長 すいません。今の公民館の空調の改修工事にあたってですが、全協のときにご質問がありました。新しく公民館の方で電気をということで、既存のキュービクルの方の容量が足り得るのかというご質問をいただいていたと思いますが、確認させていただきましたら、今のキュービクルの容量で十分足り得るというようなことでしたので、ご報告させていただきます。

○丸山議長 どっちでも、これから金額が大きいことやで、出せる範囲でか、また言える範囲を、それをまた出してあげてください。また、個人的にももしできたら見せてあげてくれたらいいし。お願いします。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 同意第4号から日程第19 同意第17号までを一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第4号から同意第17号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和8年6月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○寺本町長 同意第4号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて。

甲良町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字在士、陌間守。

以下、同意第5号から同意第17号までは、大字までの住所と氏名の読み上げをさせていただきます。

同意第5号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷、宿谷安弘。

同意第 6 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字尼子、高橋聖二。
同意第 7 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字尼子、古川俊雄。
同意第 8 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字尼子、米田義正。
同意第 9 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字小川原、北川茂樹。
同意第 10 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字北落、上田勝。
同意第 11 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字金屋、鋒山伝夫。
同意第 12 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字正楽寺、若林平男。
同意第 13 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字池寺、谷口栄治。
同意第 14 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字長寺、石内正己。
同意第 15 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字長寺、山崎佳七。
同意第 16 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺、宮尾綾子。
同意第 17 号、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字横関、山本貢造。
以上 14 名の任命をしたいものですので、よろしくご信任ください。
以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 6 同意第 4 号について討論はありませんか。

9 番西澤議員。

○西川議員 第 4 号から第 17 号についての共通の討論とさせていただきます。

昨今、やはり農業の問題が大きくクローズアップされています。それはやはり、米から離れる状況が大変大きいことであります。しかし、同時に、日本の歴史や文化を見ますとやはり米にまつわる文化、それから、今、学校現場では食育というのが大事にされていますが、昨今、私、新聞記事で、コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会というのが、これ、略称コメサミットともいうそうですけども、それが結成された記事を見させていただきました。そこには、東京大学の鈴木宣弘さん、特任教授のコメントが載っておりまして、やはり農業は今、農業農村は、あと 5 年で本当に立ちいかなくなるというような状況が生まれていまして、その中では、やはり日本の民族そのものが、米で育ってきた、米でつくってきた、こういう歴史を持っています。そういう点で、就任されるであろう農業委員の方々は、やはり甲良町の農業、それから県下で、やはり近江米を育てていくという大事な役割ですので、その立場で頑張りたいことを申し上げて、共通の討論とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第4号は同意されました。

日程第7 同意第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第5号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第5号は同意されました。

日程第8 同意第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第6号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第6号は同意されました。

日程第9 同意第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第7号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 7 号は同意されました。

日程第 10 同意第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 8 号は同意されました。

日程第 11 同意第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 9 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 9 号は同意されました。

日程第 12 同意第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 10 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 10 号は同意されました。

日程第 13 同意第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 11 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第11号は同意されました。

日程第14 同意第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第12号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第12号は同意されました。

日程第15 同意第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第13号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第13号は同意されました。

日程第16 同意第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第14号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第14号は同意されました。

日程第 17 同意第 15 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 15 号は同意されました。

日程第 18 同意第 16 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 16 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 16 号は同意されました。

日程第 19 同意第 17 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 17 号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第 17 号は同意されました。

ちょっと早いですが、ここで 15 分間休憩に入ります。9 時 50 分まで休憩します。

(午前 9 時 35 分 休憩)

(午前 9 時 50 分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第 20 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、7番野瀬議員の一般質問を許します。

7番野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、議長の許可が出ましたので、通告書に従って、一般質問を進めていきます。

まず、交通税についてなんですけども、テレビ報道とか新聞とか、滋賀県知事が交通税について、制定を進めているようなニュース見かけるんですけども、私たちにとって、どんなものか、よく分かっていません。新聞でもテレビでも、交通税のニュースは出るんですけども、具体的などころについては、まだ言及されていないようです。

まず、県が計画している交通税の具体的な内容なんですけども、町の方で把握していたら教えてください。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 バスや鉄道などの地域公共交通機関を維持存続させるために導入が検討されている新しい地方税です。人口減少や利用者の減少により、地域の公共交通網の運営が極めて厳しくなっている状況でございます。これを利用者だけではなく、県民全体で支え合うための新たな財源として、慎重な議論が今続けられている状態でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、県民に平等に負担してもらって、近くで言うと近江鉄道、そして近江バスか、この辺の運行がうまくいくようにという方向での政策なんでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 そのとおりでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 具体的などころで進捗度合い、いつ頃の制定をめざしているのか、その辺のところは分かりますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 今のところは未定でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 我々、税収が少ない町にとってはメリットはあるのかなと思うんで

すけども、この交通税、いい面も悪い面もあると思います。甲良町にとって、この交通税というのは、メリット、デメリット、どういうものがあるでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 今のところ検討段階なので分かっておりませんが、増税への苦情、システム改修が必要となってきますので、そこら辺がデメリットかなと考えるところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 税制面での修正というのは必要になると思うんですけども、入ってくる方が結構大きいかなと。県議会にもいろいろ確認したんですけども、今、結論は出てないようです。甲良町としても、この辺のところ、取組がまとまりましたら、また議会にも報告をお願いしたいところです。そして、なかなか今、制度、途中なんで難しいと思うんですけども、本町として、どのような、この交通税に対しての判断、想定されているか。お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 今のところ、検討段階ですけれども、導入が決定されましたら、徴収を行っていくことを考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の返答については、県の決定に従うということですね。積極的に支持する、いや、ちょっと疑問がある、この辺はどうでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 県の方が導入を決定されましたら、もう徴収を行って、行うということで、今のところ考えております。

○丸山議長 副町長。

○加藤副町長 先日、県の交通まちづくり部の職員と税制課長が町の方に訪れまして、この交通税の在り方について、交通政策の在り方について、意見交換させてもらったんですけど、県の施策としまして、まず、県の方で滋賀地域交通計画というものを策定しまして、この地域交通計画に基づく施策をまず検討していくと。そのために、今年度、各市町の方に回って、タウンミーティングというのをしますというふうに聞いております。そうした場で、まず、甲良町としての地域交通の現状と課題の共有をしていくことと、望ましい地域交通の在り方というのを県に対して意見をしていく必要があると思っています。また、税金をいざ取るということになりましたら、町の生活交通の維持ですとか、向上に役立つ施策に使ってくださいというようなことを要望していく必要があると思っています。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の副町長の話ですと、今年度、具体的な進めをして、制定自身は来年度かなという雰囲気なんですけども、いかがでしょう。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 今、知事から私ども首長会議にも何ら一言もございませんので、まだ具体策とか何か、いわゆるこういうことを検討しているから協力してくださいとかいう話も何もございませんもんで、私としては、今のところ。いわゆるうちでデマンドバスとかいうのを使っても、町外へ出られませんので、もちろんそういう制度であれば。これを撤廃してくれるのであれば、いろんな交渉の在り方も考えられるんですけど、やはりうちに病院とかそういうところがないもんで、デマンドバスを使っても、何ら効果がないと。そこまでされるのであれば、私もこういうことを、今後、ミーティングの中で、タウンミーティング等などでお話をさせていただきたいなと思っていますので。まだまだ、今のところ何とも私のところにお話はございませんもんで、この辺で。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。今後、うまく進むようによろしくお願いします。

続きまして、忠霊塔の関係なんですけども、一昨年、遺族会の要望で、甲良の東の方、金屋地先の忠霊塔、これと甲良西の忠魂碑、これを統合して、役場の交差点のところに新たに平和の礎かな、が建てられました。移築の経緯となった金屋地先、ご存じのようなんですけども、忠霊塔の跡地、この辺では忠霊塔自身が、やはり崩れかかっていると。結構近くに寄って、落ちたら危ないという状況でもあります。最近、私も行けてないんであれなんですけども、立入禁止のガードもしていないと。崩れかけの忠霊塔が残っていると。遺族会、私も役員会に入っておりますので、先回の役員会では、来年度かな、をめぐりに遺族会を解散しようかという話が実は出ております。遺族会の会員自身はかなり少なくなってきたということなので、そういう方向で進めようとしていると。まだ決定ではないです。遺族会が存続している間に、現在残っている忠霊塔、この辺を何とかしてほしいという要望も出ています。この忠霊塔の管理なんですけども、今、金屋地先の忠霊塔に関しては、遺族会の手を離れて管理は甲良町に移ったということを聞いているんですけど、これ間違いないですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 金屋地先の忠霊塔につきましては、管理の方は移管されたわけではございません。今まで遺族会の方で行っていただいております除草作業等ができないといったところで、そこにつきましては、今年度から町の方で行うといったところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 除草作業だけを肩代わりするということで、管理というのは、そう

すると、同じく遺族会が担うということになるわけですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 管理につきましても、基本的には所有者が管理の方をするというところになると思うんですが、今現状、所有者というのがはっきりしない状態ですので、そこら辺の整理が今後必要かなというふうには思います。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

それでは、先ほどから言っている忠霊塔の解体というか、危なくないようにする対策ですけども、この辺はどのようなことで考えておられますでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 まず、忠霊塔の解体につきましては、今言いましたように、所有者の方の整理ができていけませんので、そこら辺につきましては、関係者と今後協議しながら進めていこうとは思っています。あと、危険な建物というところがございますので、取りあえずは危険な、対策として、看板等の設置の方をしていこうかなとは今考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 遺族会の方としては、解散までには何とか忠霊塔の方を解体して、すっきりした形で解散したいということを望まれていますので、その辺のところの検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

先ほど、看板等をとということでしたけども、コーンで、バリケードも含めて、その辺の対応をまたしていただきたいと思います。

そして、その跡地ですけども、これ、町有地プラス部分的に国の土地というところもありますし、何か分割していろんな所有が分かれているようですけども、具体的にどういう分かれ方をしているんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 一応、忠霊塔の跡地につきましては、町有地と一部国有地の方が含まれております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後なので、まだもうちょっと先ですけども、この跡地の有効利用というか、活用計画、計画はあるんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 まずは、こちらの忠霊塔の方の、先ほど言いましたように所有者の整理を行った上で、協議を行って、その解体がされた後のことになりますので、ちょっとそちらの方はまだ特に検討等はございません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

まずは、解体をめざしていただきたいと。それで、要望としては、遺族会解散までにとということで、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、健康診断の關係ですけれども、最近、私の学校時代の友人、そして親戚、この辺が末期がんで実は亡くなりました。最終的には痛み止めで、モルヒネを打って痛みを和らげると。全身にもうがんが転移していたということで、どうしようもないという状況でした。そういうことになる前に、何とか早期発見、早期治療、これが大事だと思いますので、甲良町のため、そして個人のため、その辺のところで質問していきたいと思ひます。

甲良町自身は、他の市町村よりも積極的に健康診断、この辺は進めていただいていると私は考えております。その中で、実施している健康診断の受診率、この辺はどうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 健康診断の受診率ということですが、まず、住民人権課の方で、国民健康保険で実施しております特定健康診査の令和6年度の受診率につきましては43%で、後期高齢者医療で実施している健康診査につきましては、令和6年度の受診率については21.9%です。

○野瀬議員 がん検診。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 がん検診についてですが、がん検診の場合、分母になります対象者が国保、社保の等の区別がございまして、年齢、性別などの条件に合う全住民が対象となります。そのため、分母が大きいので、率でお答えをさせていただきますと、15%程度ということになります。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。ありがとうございます。

今のがん検診については、お勤めの方は会社で受けるということもありますので、もう少しパーセンテージが上がってくるかなということで思っております。あと、この受診率、最近の傾向として、受診率が上がってきているのか、下がってきているのか、その辺の動向はどうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 まず、国民健康保険の特定健康診査の受診率につきましては、令和2年度から令和6年度の直近5年間では、毎年、向上の方をしております。

また、後期高齢者医療の健康診査につきましては、同じく令和2年度から令和6年度の直近5年間の受診率につきましては、ほぼ横ばいの状況でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 がん検診。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 続きまして、がん検診についてです。がん検診は胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5種類があります。合計の受診者数に、お答えをさせていただきますと、R5年が1,586人、R6年が1,500人、R7年が1,595人と、コロナ以降、徐々に受診率の方、受診者の方は回復をしております、現在は横ばい、安定した状態と言えます。

○野瀬議員 ありがとうございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 あと、地域差というのはどうでしょうね。あるんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 地域差なんです、まず、後期高齢者医療につきましては、受診者の字別の管理の方をしていませんので、こちらにつきましては、国民健康保険の特定健康診査と後期高齢医療の健康診査の受診率の差については、ちょっと県下の状況でお答えさせていただきたいと思います。

まず、令和6年度の国民健康保険の特定健康診査の受診率ですが、県下の状況で見ますと、最も高い市町の受診率は多賀町の48.8%、最も低い市町の受診率につきましては栗東市の38.3%でしたので、最大で10.5%の差となります。

次に、令和6年度後期高齢者医療の健康診査の状況ですが、最も高い市町の受診率につきましては野洲市の44.3%、最も低い地区の受診率は日野町の16%でしたので、最大で28.3%の差となります。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 同じくがん検診につきましても、受診者の字別管理というものをしておりますので、最新の令和5年度の県下の状況でお答えをさせていただきますと、本町の受診率は高く、大腸がん、乳がん検診については、県下でもトップということになっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 がん検診の関係ですけれども、個人情報関係であまり開示できないかもしれないんですけれども、どうでしょう、ステージが高く、高い状態で発見されたというのはあるんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 実際、がんの、がん罹病された方というのを直接福祉課の方でという把握はしていませんが、窓口に来られて、そういった相談等で、実際、先週もお話しされ、させていただいた、ちょっと割と若い方なんですけれども、やはり発見、分かったときにはステージ4であったというようなことで、

その後の自分のお子さんの心配ですとか、そういったことの相談で来られたというようなケースもございますので、やはりそういった野瀬議員が言われるようなケースというのは、実際にはあろうかと思います。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。この辺、今後も積極的に進めていただきたいと思います。

あと、検診よりもより精密に検査できる人間ドックとか脳ドック、この辺も町の方で推奨されていますけれども、受診者数、どうでしょう。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 人間ドック、脳ドックの受診者数ということで、令和7年度に国民健康保険の人間ドック、脳ドックを受診した方の人数は75人でした。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 推移としてはどうでしょう。上がっているのか、下がっているのか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 推移といたしましては、令和2年度から比較いたしますと、年々人数の方は増えてはきております。ほぼ横ばいという状況です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 甲良町の方で積極的に健康診断進めていただいていることは、ありがたいと思っております。ただ、周りを聞いてみると、どういうのかな、がんと断定されるのは怖いんで行かへんのやと、何かそういうこともたまに聞きます。今後、そういう人も含めて受診率を向上させる、その辺の計画ですね。甲良町はいろんな計画されていると思うんですけども、今後どのように受診率を上げていくかというところの意見を聞かせてください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 広報ですとか、施設に啓発資材を掲示するとか、そういったことはもちろんのことなんですけども、個別への通知ですとか、電話、健康相談等の面談、先ほどもお話しさせていただいたような面談等によりまして、受診の必要性というのを啓発しておるところです。また、健診の実施日、日程、曜日につきましては、土曜日にも実施をさせていただくなど、皆さんが受診しやすい日程を設定するなどして、今後も受診率の向上に取り組んでいきたいと思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

あと、各地域に対しての出前講座みたいな、どういうのかな、受診を上げるための、健康になるための出前講座的な推進、この辺をまた計画していただき

たいんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 各字で実施されています高齢者サロンですとか、あと、健康推進員さんも積極的に頑張っていておられますので、そういったことを利用、そういった場を活用させていただいて、今後も啓発をさせていただきます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。ありがとうございます。

甲良町、がん等で亡くなるという苦しみになるべく少なくなるように、今後ともよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、9番西澤議員の一般質問を許します。

9番西澤議員。

○西澤議員 それでは、始めさせていただきます。

最初は、原油の高騰などによる暮らしと営業の困難にコロナ並み、コロナ以上かもしれないけども、その支援が大変大事になっています。その立場で、幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いします。

くらし応援券ですけども、多くの方が歓迎をされています。しかし、不十分なところがありますし、それから、それを補填する追加策、これは3月の議会でも再検討を求めたものでありますが、1つ、その1つは、利用できなかった世帯についての現金還付、これ、大変少ないというように全協の中でも言われましたけども、検討が必要かなというふうに思いますので、お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 甲良町くらし応援券は、重点支援地方交付金、特別加算として食料品購入支援を実施したものであります。道の駅で利用できるクーポン券を配布すると決定したものであります。この事業に関しましては、現金給付でないことから、使用できなかったクーポン券の現金還付は考えておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 全協で以前95%の利用率だったというわけですけども、それでも5%の方が利用できないわけですね。そして、その分で、現金を換える、つまり、予算には変わりませんから、国から下りてきます。町の独自の、町単の財源を補填されていますけども、改めてこれはぜひお願いしたいんです。独り住まいの方、それから道の駅までの移動が困難な方、これがおられます。これは事実です。道の駅ではまた、販売品目が限定的です。その点では、物価対策としては食料品だけではないんです。この2月の全員協議会の、2月の臨時議

会するときにも、議員から、道の駅だけでしか使えないというのは、いろいろ意見がありました。しかし、結局のところ、私も含めて、総枠でやはり生活支援、暮らし支援、物価対策支援ということで賛成をさせてもらったものですが、やはりそれはまだまだ不十分だというふうに思うので、もう一度、再検討をぜひお願いしたいと思うんです。それが1点です。

それから、続けて、以前も言いましたけども、2番に書いてありますが、暮らし応援は世帯応援、単位ではなくて、個人単位として使い勝手のいい現金給付、これから計画される点では、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 今後、新たな交付金事業が実施されることがあれば、内容を十分に考慮しながら検討する必要があると考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、その点、経験を活かして、また、教訓を活かして、検討、計画をお願いしたいと思います。

次に、中小零細業者に対する支援のことなんですけども、金融機関、これ町だけで取り組むというのはなかなか、財源が必要ですし、その金融機関との協定が必要ですから、なかなか難しいんですけども、私が提案していますのは、現在ある制度融資、無担保・無利子、無担保・無保証の制度融資、ここを連携しながら、町独自の上乗せ、これは利子補給が以前もされていますし、現在もされてたんとちゃうかな。ちょっと不確かですけども、そういう僅かな部分ですけども、町の独自策で、利子補給や、それから、代位弁済になった方への手当てなども町が肩代わりをするという仕組みになっていますけども、そういうことも活用しながら、町として可能な施策を実施していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、原油高騰などにより、小規模事業者に対する影響は少なからずあると把握はしております。先ほど、制度融資のお話いただきましたが、昨今、滋賀県では新たな制度融資が創設されましたので、これについては、産業課としても周知に努めたいと考えております。

また、商工会におきましては、日頃から、町内事業者の相談窓口として、経営相談に対応していただいているところでございますが、確認しましたところ、現在のところ、原油高騰による経営への影響という面での相談はないと聞いております。

また、町としては、独自の施策、利子補給などというのは現状考えてはおりませんが、先ほど西澤議員の方が、国の補正予算、3兆円余りの、本日成立見

込みというふうに報道がされておまして、また、その補正予算 3 兆円は予備費に組まれるということで、それが何に使われるかというのは今の段階では把握はしていませんが、当然、中東情勢悪化のための費用ということを打ち出しておられますので、また、国の情勢等を見極めながら、今後、必要な施策、国と一緒に、当然要望も必要ですが、考えたいと思います。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、町として可能な支援策は、今、産業課長が産業課としての支援策がありましたけれども、下のところで書いています。いや、書いていない。町の税金の徴収猶予、それから、減免施策、これ今ある制度を活用する、積極的に活用するということができます。その点で知らない業者もおられますので、啓発も含めて、誰やったかな、ぜひ活用をしていただきたいと思うんですけども。税の関係ですね。

○丸山議長 税務課長。

○丸澤税務課長 すいません。零細企業に対する税といいますと、地方税では法人税になると思うんです。なので、私の方からは法人税に関してのみになってしまいますけれども、取りあえずそこを説明させていただきます。

法人税の減免が、ご質問の内容と若干ずれているものがございまして。といいますのが、公益財団法人等、そういった団体、公益性の高い団体に対する減免制度はあるんですけれども、今回ご質問の内容とはちょっと若干違うかなとは感じています。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 勘違いしてもらったら困るんです。法人を設立している企業だけが企業ではありません。個人企業で、自営業で、いわゆる生業でされている。しかも、今、インボイスができましたので、1,000万円以上でも消費税の申告はせんなん。しかし、甲良町の場合は、4,000万円、5,000万円、1億円を超える請負をされる業者も、法人ではない方でもされているわけですよ。その点では、その方にかかる、その所得にかかる税の減免。それから、固定資産税がありますよね。償却資産税があります。使っていない税金にも、使っていない機械にも税金がかかるということですから、そういう点で工夫ができるのではないかなというのが私の質問なんです。

○丸山議長 税務課長。

○丸澤税務課長 前半おっしゃっていただきました事業に関する税金については、地方税にはちょっとメニューがないんです。こちらで提案できるところはないかなと思っております。後段言っていたいた、おっしゃっておられた固

定資産について、減免の周知については努めていこうと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、新しい制度をつくるのではなくて、今ある制度を活用する。それから、猶予の制度もありますので、その点もぜひ、分かりやすく、周知をしていただきたい。商工会さんを通じてでもいいし、直接の広報もありますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、ごみステーションの問題です。最近、近年、転入者や外国籍の住民の方が、各字の自治会に様々な理由で加入をしておられない方がおられて、各字に設置されたごみステーションが利用できずに困っておられる現状を散見いたします。中には、自治会の運営に異議を唱える、唱えたためにステーションを利用できなくなったというケースもあるようです。それで、その中身、確認をしていきたいと思うんです。

1 つは、一般廃棄物収集業務の責任については、法的にも位置づけられていると思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法により、一般廃棄物の処理責任は市町村にあると定められております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その立場から地方自治体の基本的業務になっていることは確認できるというふうに思うんです。それで過去を振り返ってみますと、今まで各字自治会にお任せする傾向。確かに、町だけではできないから、各字の役員さんないしは住民の方に協力をしていただくというのが、やはりごみを解決する、ごみ問題を解決する上では、町だけでできない、企業と住民の方が協力しながら処理をする、解決をするというのが大事だというふうに思うんですけれども、その傾向が強かったと思うんです。だから、自治会に入らない者はステーションを使わせない、こういう極端なトラブルが起こってくるんだというふうに思いますが、ほかの字、甲良町の場合でも、在士の場合でもそうですけれども、入り口のところに区民以外の持込みは禁止と大きく貼っています。これ、役員さんに聞いてみますと、それぞればらばらなんですけれども、役員さんに聞いてみますと、他字から来て、他所から来て、通りすがりにぼいと入れていくというケースもあるようなので、それは監視、禁止をするということで、甲良町、在士の場合で見ますと、3軒ほどが自治会に加入されていません。その方も、ごみステーションに持ってこられます。これは僕も何回か見ています。その場合、止めるということはありません。ですが、しかし、そうでないケースがありますので、これをどう解決していくかという点で、町の方で、どのように検討されているかお伺いしたいんです。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 西澤議員も言われることもよく分かるんですけど、例えば私ども、うちの村、例えば協議費も払えなくなった、いわゆる高齢化された方でも、やはりお互いそれぞれが村を今まで一生懸命やってくれた人ですから、いわゆるごみステーションは使っていて、お互いがその辺は互助会的にやられております。

そしてまた、この頃、空き家のその中に宿舎的な使い方をされているところがおられますわね。これは組にも入っていないし、住民籍もどこまであるか私も分かりません。でも、そのトラブルもあったことはありました。ありましたけど、企業の方の宿舎ですから、企業に言って、あんたところがそちらで引き取りなさいと。その責任あるんですよということで、現実には、その宿舎の人はそのごみに関し自分のとこの会社に持って行って、その処理としてされております。

そして、西澤議員の言われたいのは、何か町で回収せえとかそういうことでしょうかね。とは思う。どこかステーションを置けとかいう話ありますけど、それやりかけると、まず、自治会が崩壊するおそれもあります。そんなことを絶対私もするわけにはいきませんので、やはりその辺は、各字の自治会でよく検討してやってほしいということです。

そして、言うたら、うち、各字に甲良町として、集落に対する交付金を渡しているわけです。それは別に配布物だけの問題でもありません。やっぱり各村を維持管理ちゃんとしてほしいという中の、お互いの、やはり町と各字とのその辺の連絡等でやってほしいなと私は思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 分かります。町長の言われることももっともだというふうに思うんです。アパートの中では、アパートの管理者、アパートの業者が、ごみはちゃんと収集して処分しますという貼り紙、掲示板が貼っているところもアパートによってはありますよね。ですから、そういうところで全部が町の責任で来るということではなくて、そういうように、ごみ処理を買って出ている、そういう企業もちゃんと便利さを確保する上ではあるわけですから、そのことも活用すると。

それで、町として、ごみ出しに現在掌握できている苦情などの相談があるでしょうか。例えばごみステーションに搬出できない町民の方は直接リバースセンターに持参されているんです。それは、その場合はそれでいいんですけども、そうでない方、つまり、そこまで労力をして処分をするのではなくて、どこかにぽいと放っていたらえらいことですよね。そういう点では、今までの苦情などはどんな内容であったでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 まず、このごみ出しに関する苦情につきましては、まず、収集運搬業者から報告があり、内容といたしましては、小型家電に回収できないものが含まれているといったもので、住民からの苦情につきましては、最近特に把握の方はしておりませんが、以前には、自治会に入っていないのでごみが出せないといったようなご相談があったとは聞いております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、ごみ収集についての相談、それから、家庭用のごみの収集は町の責任というきちんとした立場を堅持しながら、今起きている問題を解決することが大事だというように思うんです。

それで、3番目のところに、その上で、各自治会に対して、加入しないことをもってごみの持込み排除を行わないということをきちっとやっていただきたい。同時に、地域自治、民主的運営の重要性について留意する。こういう、やっぱり、字自治会の役員さんとの対話、合意がやっぱり要と思いますね。そういうことで、やはり、自治会に入ることつまり地方自治、地方自治の中の地域自治、大変大事ですよ。お互いに同じ空気を吸いながら同じ地域で暮らしていると。これをそれぞれが大事にする。ごみをほったらかしにするということがないように、それぞれ法律はありますけども、法律以前の問題で道德上のやつでみんなが守っていくという、そういう合意の形成は、やはり、役員さんだけではできないというように思うんです。ですから、住民の方がそれぞれ自由に話し合って、そういうトラブルがなくなるようにぜひしたいというように思うんです。私、組に入ってこられた方には、やはりそういうようにして、説得ではないですけども仲ようやろうねというので、それぞれ取り組んできましたし、それから、役員さんの中には、自治会に入ってくださいというように説得に行って、そういう内容で話をされた役員さんもおられます。ですから、最終的には自治会に入る入らんは、任意ですから、強制はできませんけども、そやけども、住んでいる地域を気持ちよくするという点では、やはりその入らない方も一緒ですので、いずれは加入をしてもらうということも含めて、ごみのステーションを使わせないという、貼り紙がしていますから、なかなか大変なんですけども、そういう指導にも乗り出していきたいというように思うんですが、いかがですかね。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 ごみステーションの管理につきましては、地域の実情に応じて、自治会が今現在主体となり、運営の方をしていただいております。基本的には、その自主性を尊重するものであると考えております。

一方で、自治会に加入しないことをもって、ごみの持込みを一律に排除する

ことについては、地域における生活環境や公平性の観点から慎重な対応が求められるとっております。

ごみステーションの具体的な管理運営については、あくまでも、地域自治の範囲であり、町が直接関与するものではないと認識しております。本町としましては、その利用について、地域における民主的な話し合いによるルールづくりが行われることが望ましいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 正解なんですよね。だけども、トラブルは実際に起こっているんです。最初に言いましたように、やはりごみの搬出、それから処理については町の、法律によって義務が課せられています。ですから、3番目のところ、4番のところですが、丸山議長も言われていますけども、町として、これは臨時的な措置かもしれません。しかし、自治会に入らないことによって、拒否をされている方が実際にありますし、それから持っていけないという方もいます。これ、上勝町の例を書いておきましたけども、これ、職員を2人か3人置いて、そして分別の指導をその場でしているんですよね。ですから、これは、搬出は町の責任、自治体の責任というので取り組んでいるわけですから、やはり、そうであれば、地域のステーションに持って行けない方についての対応は町が責任を持っていかなあかんのちゃいますか。どうですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 まず、ごみの集積所のごみステーションにつきましては、現在地域の実情に応じて各自治会の方で、設置、管理の方をしていただいております。これは地域の実情に応じて柔軟な運用が可能で、住民の協力によって維持されているものです。議員が言われる、町の責任において、自治会未加入の方に対し、特定の場所にごみの集積所を設置することも選択肢の1つということですが、実務上は課題が多いものと認識しております。具体的には、設置場所の確保、日常的な清掃、あと、排出ルールの徹底、費用面や管理体制など、多くの問題が生じることになると考えられます。また、公平性の観点からも、町が自治会未加入の方に対し特定の場所にごみ集積所を設置することは適当でないものと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そしたら、そういうことをできない、ステーションに持って行けない方は、どうせいというんですか。これ、直接、リバースセンターに持っていき、それから燃えないごみの場合はステーションじゃないですよ。そういう場合はどういうリードをするんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 すいません。今ほど言いましたが、まず、ごみステーショ

ンの設置につきましては課題が多く、公平性の観点からも既存のごみステーションを使えるようにするのが一番いいと認識しております。

まずはごみステーションの利用について、地域における話合いによって、利用ができるルールづくりの方が、つくっていただくことが一番望ましいのかなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、今、ありがとうございます。課長が言われたように、いわゆる加入、自治会に加入するしない。それから、自治会によっては、もう神社信仰と表裏一体のところもありますよね。ですから、宗派が違うと入らないということも出てきます。ですけども、その点は分離をしながら、やはり、合意をめざしていく。それから、ごみの処理が正当にできるという点で、やはり、少なくとも排除しないということが大事なので、そこを徹底する上では、字の役員さん、役員さんだけでもないですよ。つまり、字の費用で運営している場合もありますから、町が、やはりその点については、きちんと管理をする。これ、字が管理運営、衛生面も含めて、終わった後、回収が終わった後掃除をされている役員さんもおられます。そういう意味でも地域の自治、地域が住みやすいようにというので、その入られない方も含めて、合意をめざしていくという方向で、町としての説得やら、それから合意をめざすということを取り組んでいただきたいと思います。見解を求めておきます。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 先ほども言いましたが、基本的にごみステーションにつきましては、自治会の方のルールで管理運営の方をやっていただいておりますので、基本的にはうちの方から、何かお願いするといったことはできないのかなというふうに考えておりますので、あくまでも、地域での自治会の方にそこら辺はお任せしたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 お任せしながらも排除はしないという点で答えていただいてないんですけども、どうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 そこは排除はしないというところにつきましては、やはり地域の話合いによって解決をしていただきたいなと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 違うんです。町が排除しないでくださいねというので、これは受止めをどう、役員さんが今までどおりやっぱり字費も払ってもらってないし、してもらえませんかというようになるか分かりませんが、町はどういう立場で臨むんだと。回収自体は町が責任を持たんなんわけですから、既存のステーシ

ョンを利用するわけでしょう。そしたら排除はしてもらったら困りますねと。だけでも、役員さんの受止めとしては、いやいや、いろいろあると思うんです。せやけども、そういう立場で町としては臨んでいただきたいと思うんです。

町長も、そういう大事な、政治的な判断が要るかなと思うんですけども、その点はやはり排除しないでほしいと。そこは加入するしないについては、役員さんと本人とが話し合いせんなんですよ。その立場でぜひ臨んでいただきたいなと思うんですが。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 なかなか難しいお話なんですけど、基本的に言えば、自治会に入らない人は自分であそこまで持っていつていただきたいと思っています。その手間を惜しむんであれば、せめて、例えば各自治会と話し合って、年間5,000円ですか、1万円ですか、協議費を払わなくてもごみの処理だけ協力するか、そういうやり方でそれぞれの自治会でやってほしいなと思います。それで、西澤議員の言われるのは、町が何とか指導せえよということ言われているんだと思うんですけど、そういう問題が起こったときには、私どもも決して自治会に入っていくことは構いませんので、またそういう件が上がりましたら、また使っていただきたいと思います。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町が入る場合は自治を尊重せなあきませんから、そういう点では尊重しながらも、町としてのやっぱり排除はしないということを求めていくというのは、それについても字との関係で合意をつくっていかなあきませんから、そういう点で、字の方からは町に対して、そんなんやったら町が全部やってくれというように要望が出るかもしれませんし、そこは話し合いになると思いますので、よろしくお願いします。

その場合に、やはり、ごみ収集については、処理についても、町が責任を持つんだというやつが、立場が崩れないわけですから、そういう崩れない立場でぜひ、説得なり話し合いなりをしていただきたいなと思うわけです。

以上です。

次に、三大偉人に関わる祭り、その他イベントを通じての町の振興・発展にどのようにつなげていくのかという点で質問をさせていただきます。

1つ目は、町として、各種イベントに係る基本計画、基本的な考え方。今まで取り組んできた上での教訓や反省点、課題が明らかになってきていると思うんですし、それから担当されている課についてのお考えをお尋ねしていきたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 イベントですが、甲良町の唯一のイベントであった甲良町夏まつり、これがもう平成28年ぐらいから実施できていない状況で、それ以降は、イベントというイベントは実施しておりません。今回、藤まつりさんにつきましては。ごめんなさい。昨年、70周年の記念イベントを11月8日に開催させていただきました。こちらにつきましては、甲良町の方で実行委員会を立ち上げまして、商工会、観光協会、また、各集落、テント村等でご協力をいただいて盛大に開催できたというところでございます。藤まつりにつきましては、これは主体は地元のむらづくり委員会として取り組んでおられまして、町と観光協会が後援させていただいておりますが、そういうイベントでの役割分担という部分で、はっきりできていなかったというところが課題というところになると考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 役割分担という点では、よく準備をして話し合いをしていく、後援でありながらも、やはりそこでリードを持ち、それから、地元の意見を聞きながら立案していく、練っていくということが大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、そのうち、先般行われた藤まつりなんですけども、そのテーマを取り上げたのは既にご承知だと思いますけども、在士区に関わりの深い藤堂高虎公が大河ドラマ「豊臣兄弟」に登場されていることで、町も特段力を入れて、この機会に甲良町をアピールされて、しようとしていているというように考えています。このチラシもそうですよね。1枚物は聞きますと、産業課が作ってくれたということで、その下には、同日開催のトークショーの記事が、お知らせが載っています。ですから、夏まつりと一体に藤堂高虎を押し出すという取組をこのチラシからもうかがうことができます。

それで、尋ねたいのは参加者数です。それから、先ほども言われましたけども、後援という立場、町が立場ですけども、当初の目的、役割はどんなものだったのか、説明をお願いします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、先般の藤まつりの参加者数につきましては、私のところでは把握しておりません。

また、前回、臨時議会のときでしたっけ、西澤議員の方からもご質問ありましたが、その後、地元の方、何名かにちょっと確認したんですが、ちょっとご存じなかったということで、今回、そういう報告になります。

それから、立ち位置というところでございますが、まずもって、西澤議員おっしゃられたとおり、大河ドラマで藤堂高虎が出演されるということで、甲良町挙げての、高虎のPRというのは非常に大事だと考えております。今回、次

の質問の答え。次の質問に行っておられるということでもよろしかったですか。

○西澤議員　そうですね、はい。

○西村産業課長　すいません。甲良町としても、絶好の、甲良町をPRするいいきっかけになったというところで、その、そういう位置づけでの藤まつりというところでは大切なイベントだとは考えております。ただ、主催また後援というところで、十分な、今年度は今年は、支援ができていなかったというところは反省させていただきます。

ただ、先ほどチラシを見せていただきました。産業課としましては、NHKさんと一緒にこのトークライブというのを開催いたしまして、こちらの方のスタッフとして、産業課全員が関わらなければならなかった。また、滋賀県からもスタッフとして15名の応援も来ていただいたというところで、藤まつりの方には十分な人的支援はできていなかったという状況です。ただ、それでも、イベントのときにそういう机、椅子、テント等の貸出しというところで、産業課で事前準備ということで、そちらへ搬出はさせていただいております。また、神社の方にステージの方を、簡易ですけど、設置させていただきましたが、こちらにつきましても、産業課の方で設置をさせていただきました。当然その後、後始末等につきましてもやらせていただいたところです。

それから、駐車場の確保という点で、今回保健福祉センターの北側の土地の方をお借りされてたので、そちらの方の草刈り、除草、それから石拾い、ライン引き等もさせていただきましたので、不十分であったと地元の方は思われているかもしれませんが、産業課としてはできる限りのことをさせていただきました。

以上です。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　産業課長の説明に加えて、道路使用の願いを町にはお願いをしたというので、届出はしていただいたんでしょうか。

○丸山議長　産業課長。

○西村産業課長　そちらの届出関係は甲良町の方でさせていただいております。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　そういう点では、後援の中で取り組んでいただいた点は、それぞれ評価をしていただいて後援してもらって助かったと。町で、いわゆる小さな字ではできないことを町ではやったという点では評価をしていただいています。それで、その評価は今、いつとき言われましたけども、後援という立場でありますけども、町を挙げて取り組もうとしている高虎公に関わるイベントなんですよね。そうしますと、準備とその取組の参加者、来客の評価、評判、総括と言ってもいいかと思えますけども、どのようなものだったか。私はちょうど、

もう朝から、交通番の係が当たっていましたので、そこで帰りがけに何人かの方から聞きました。このサックス侍が大変、メイン、どういうんですか、お客というか、メイン出場者が、中心的な出場者がこれ当たったというのが実態だと思うんですけども、駐車場係をしている3人の評価では、いや、2,000人来たんちゃうかと。いやいや、1,500人やでということで。それは従来に、去年も結構多かったですけども、今年についてもそういう評価。つまり、メインステージがそのサックス侍をメインで呼んだというのが大変当たった関係かなというふうに思いますが、町として、どういうまとめというか、取組、若干言っていただきましたが、改めて、どのような評価をされているのか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 今ほどサックス侍のお話が出ましたので、私も来られる前からもう既にSNS等で確認しておりました。実際、これほどの人が来られるとは想像もついてなかったもので、県外から来られているファンの方が、前の席を早くから陣取っておられたとか、道の道路の方でキッチンカー等での食事の販売等もされてたんですが、もう道路ももういっぱいいっぱいの人やったという。私、佳久創さんの餅まきの方で運転手をしておりましたので、会場にはそのときは詰めておりましたので、雰囲気は大体分かっておりますが、今から思うと、その方が呼ぶにはちょっとスペース的にはちょっと難しい、怖いなというところを感じました。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 確かに創さんが。創さんじゃないですよ。創さんもそうですし、それからサックス侍のスペースとしては、もっと広いところが欲しいなというのは、終わった後、役員さんが言っておられました。それで、帰りがけに何人か、5、6人の方と私、極力、どうでしたかというて聞けるように、聞くようにしたんですけども、サックス侍はよかったということと併せて、甲良町ってこんな町やったのと。初めて来たわという方、結構いはったんです。京都、大津。大阪はなかったんですけど、僕がしゃべった方は、そういうところから来ている方がおられました。ファンが、それにつられて甲良町自体を知ることになりますので、がっかりさせない、やっぱり取組が日常的にほんまに必要なというふうにつくづく思います。

それで、次に進んでいきますと、藤堂高虎公押し出しとの関係で、一過性の取組ではない町の振興・発展、定住・移住のことが大事だというように思いますが、それにつなげるための工夫がぜひ必要かなと思うんですけども、産業課だけではなく、町長にもその分挨拶をしていただいていますし、そのことも町として協議の対象にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょう

か。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 おっしゃられたとおり、今回県外から甲良町へ来ていただいて、甲良町を知っていただいたと。これを契機に、そういう甲良町をもっと外に知っていただくPRが必要だと。当然、中向きにも、なかなか町内の方でも、藤堂高虎のこと、ほか三大偉人もそうですけど、知らない方もおられますし、また、話変わりますが、西明寺も行ったことないという町内の方もおられると聞いていますので、やっぱり内外的にそういうPRをしていくというのは必要やというふうに感じました。

また、移住・定住面という形でいきますと、やっぱり移住って、やっぱり住んでいただくということになりますので、簡単にはなかなか、来て住むというのは難しいと思いますが、それに向けてのきっかけづくりといいますか、その1つとして甲良町を知っていただく。イベントも1つやと考えておりますし、また、甲良町はおいしいお米がある。それから、お肉も食べられるし、そういう食、それから、観光資源、先ほど言いました西明寺もありますし、そういったことを通して、来ていただいて、知っていただく。また、うち、甲良町は任意団体でウェルネスツーリズムというのを活動しておりますが、北落の野瀬七郎平邸をお借りして、イベント民泊という形で、地元と協力しまして、お試し移住という形でさせていただいております。甲良町へ来ていただいて、せせらぎ遊園、いわゆる田んぼ道を散策してもらうとか、観光地を回ってもらうとか、食べてもらうとか、最後、泊まってもらうということもやっておりますので、こういったことで一度1回住んでみて地元を知ってと、そういう形で、移住の方につなげていけたらいいなというふうに考えております。また、企画の方では、空き家バンクということ、制度をやっていますので、空き家バンクを見つけて来られる、相談に来られる方もおられますので、もっとそれは、新しい土地で家を建ててもろて住んでもらうのもいいんですが、既存空き家の活用という面ではそういう、そういうふうに仕向けていくような政策が必要であると考えております。

それから、観光面で、また、今年から滋賀デスティネーションと、事業というのが始まります。これはJRとタイアップしまして、北海道から九州までの新幹線、この活用しまして、滋賀県のPRをしていこうということで甲良町、滋賀県への誘客事業というのが、今年から、来年の9年度が本番ですが、10年度のアフターという部分で取組をしますので、甲良町としましても、こういった方の誘客事業に頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この課題、つまり、イベントを一過性のものにせずにつなげていくという課題については、三大偉人、豊後守、それから佐々木道誉にも通じることだと思うんです。住民に過度な負担をかけずに、担当課が地元役員や住民と協力、丁寧に協議をしながら、よく準備することが大事だと思いますし、その展望が大事だと思うんです。滋賀デスティネーションですか、これ、各自治体も加入をするんでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 滋賀県内全市町になります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで町長に、最後に、この取組を1つの、結構やっぱ予算としても使うわけですし、それから人員としても、職員が努力をして、また、住民の方も協力しながら、そのイベントを盛り上げていく。70周年のときは大変盛り上がったわけです。そういうように一つ一つの取組、盛り上がりが、どうつなげていくか。町長の手腕にかかっているというふうに思うんですが、聞かせてください。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 ありがとうございます。70周年は大変成功裏に終わったということと思っています。今言うてる三大偉人、私もよそからいかにして甲良町に足を運んでいただくかと、このことにめいっぱい頭を巡らせております。例えば、まだ何もそんな具体的なことは考えていませんけど、三大偉人を知ってもらうためにも、何ととっても、この町をのぞいてもらわんとあかんというのはよく分かっていますので。失礼な言い方かもしれませんが、どちらかいうたら、道の駅があそこで大きくにぎわいをやっていただければ、客寄せパンダじゃないですけど、こういうことをふまえてやりながら、盛り上げていきたいと思っております。この間も、NHKの大津支局長に藤堂高虎の生涯というのをやってくださいと私からそういうこともお願いして、何とかいろいろ我々もそれなりに一生懸命頑張っております。後援よろしくお願いいたします。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 藤堂高虎公については、地元、大変もう一生懸命なんです。町もそれは後援をされるんですけども、ちょうど昨日、本屋さんに行く機会がありまして、ずっと歴史物を見ていましたら、井伊はある。それから、明智光秀はある。三成はあるんですけど、藤堂高虎はないやろうかなと、ずっと見ていたんです。浅井長政は小説になっていますね。そういうのが出てきたんですけど、藤堂高虎はなかなか出てないんです。NHKによく出てこられるタナカヒロシさんですかね。ナカタヒロシさんか。名前をちょっと忘れてしまいましたが、歴史物をずっと書いておられる方です。この方の歴史物が幾つか並んでいまし

て、そういう点では、いわゆる小説として売り出すというやはり取組がやっぱり大きなストーリーをどう描くかにもありますから、事実を拾いながら小説にまとめていくというのをどういうようにされていくか、これは私たちができるわけじゃなくて、町も、それは有能な方が描いてもらったらそれでいけますけども、その点でも、この1つのイベントがきっかけで甲良町を知ってもらおうというのは大事なところですので、引き続きお願いしたいというふうに思います。

続いて、尼子駅前宅地整備、造成事業について、お尋ねをします。

元々私は、この事業の目的、人口減少の歯止めになるのか、この甲良町で力を集中して事業推進しなければならない事業なのか、懐疑的な立場で今まで臨んでまいりました。その上で、地権者との関係、尼子区民はじめ、多くの町民が本当に大丈夫か、4ヘクタール近くの水田が消滅をして大丈夫かと。果たしてほとんどの区画が販売できるのか。民間デベロッパーが今まで手をつけなかった土地で、造成・販売まで町が行うという不安が寄せられています。などなどの反応を聞いてまいりました。それで計画進行中の中で、特に、今日はお尋ねするのは、実務上の疑問点です。を、ただしていきたいと思います。

1つは用地買収に関して、譲渡所得税、これも相談を受けたことがございます。課税はどのようになるのかの説明ですが、よろしくお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在のところ、まだ基本設計・基本計画ができていないので、一般の土地収用、公共事業で行う土地収用と変わらず、民間が行う売買と同じような形の譲渡所得の課税がされるという形で説明の方はさせていただいております。また、そういった中で、今後、計画の中で公的な部分がどれだけできるかというのは、税務署とも相談をさせていただいているところです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、収用法に基づく課税の特典、いわゆる特例、租税特別措置法の中の適用ができないということではないんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほども申し上げたとおり、全てができないというわけではございませんでして、道路部分とか、公共用地の部分も該当になる可能性があるということと、市町村が直接行うということがあるので、税務署の方につきましては、基本計画・基本設計でどのようになるのかという個別のものが出来上がってから相談に来てくださいという回答を受けておるので、今のところは民間と同じ開発の租税がされるというお答えだけにさせていただいているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、ほとんどが長期譲渡所得だと思います。短期譲渡所

得ではないというので、それでも税率は所得税の税率よりは高くなるんじゃないかなというように思うんですが、その点もぜひ説明をきちっとさせていただきたいというふうに思うんです。

公共事業による買収が適用されるのかそれとも。今言われましたので分かりました。強制的に収用はできないということは確認できますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在のところ、土地収用法に基づく強制的な収用の方は計画はしておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 課税の特例が適用できる状態の部分もあれば、そうでない部分もあるということで説明がありましたが、それでよろしいですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それで結構です。けれども、最大全部ができる可能性も税務署はあると言うてますので、特別控除が。そのあたりについては、計画と基本的な図面等を持ってきてくださいというお話でお伺いしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、所得税とは別に地方税がかかりますよね。地方税は特例がございません。そういうように理解をしているんですけども、町県民税、それから国民健康保険税が課税をされてくる。1年限りになるかと思うんですけども、1年だけの収入ということですから、売却がされて、そして譲渡所得が発生することで、所得が増えるわけですから、その分、いろんな特典がその方に家庭さんによっては外される格好が出てきますが、所得税とは別の地方税はどういうようになってまいりますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、国民健康保険税とか福祉医療とか、そういった形の制度のものについては、特別控除前の金額に戻りますので、そういったことが課税されるというデメリット的なこともふまえて、住民の方には説明してまいりたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 先だって、26日に説明会があったようなんですけども、そのことも大変関心が高いところなんです。ですから、それも説明されたか、されたのかどうかをちょっとお尋ねしておきます。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 個別にそれぞれの方がケースが異なりますので、基本的には用地交渉を行うときに説明をするつもりでございますので、口頭のみ、そういったことがありますという、説明会では説明をさせていただきました。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、この点は大変関心が高いんです。昨今やはり農業から離れる、農地をもう売却して、もうきれいさっぱりしたいという方も中にはいます。代が替わって、息子さんも農業を継ぐという、この気持ちにはなれないという方があって、それは売却しょうか。これ、それぞれ自由なんですけども、売らないという方もおられるというように思うんです。そこで、その課税がどうなるかというものも、物すごい関心が高いんです。ですから、その点、ぜひ詳しい説明がされるようお願いしておきたいと思います。

それで、説明を聞きまして分かりましたが、就任、甲良町は寺本町長がこの公約を掲げて事業が始まってから、もう2年と5カ月、実際には設計などが始まってからですから、2年ちょっとしかたたないんですけども、その点、熊谷副町長が民間での開発事業より公共性の高い町が手がけることに優位性があるというような趣旨で答弁されたことがあります。地権者に対して、土地買収をする上では買収価格、それに対する課税措置を詳しく説明することはイロハでもあるというふうに思いますが、そういう説明をできるのは、次の段階の③につけましたけども、収用価格、買収の価格が買取りの価格が提示されるときと併せてでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、それぞれの価格を提示するときには説明をさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、説明会、住民説明会の対象が地権者を対象に、それから、農業組合長や農業法人の会長さんなどが招集されたようですけども、町民全体に説明会の、全体の説明会をぜひ。つまり、甲良町全体の人口を増やそうと。それから、地域自体もやっぱり、甲良町の入り口になる尼子駅の周辺ですから、そこが4ヘクタールの近い田んぼが変わるわけですから、雰囲気、それから、景観、自然環境の点もうんと変わってくるというふうに考えます。利便性がある反面そういう影響もありますので、町全体で町民が参加できる説明会、ぜひやっていただきたい。以前、この計画が出た段階で、時を見て計画したいと思えますというのが副町長さんの答弁だったと思いますけども、その点変わりませんか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在のところ説明会の方は住民さん対象、関係者各位でさせていただいたところでございますけれども、まず、基本設計・基本計画が出来上がった際には、まず第一に議会の方に説明させていただいて、その後、町のホームページ等でこういった形で計画しているというような形で公表等は

させていただきたいと現在のところは計画しているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その後ぜひ、ネット上だけではなくて、生でやり取りができて納得できる、してもらえる、そういう場の設定をぜひお願いしたいというふうに思うんですが。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっていただいていることも、現在検討の中の1つとして認識はさせていただきたいと思います。けれども、実際問題、必ず全員ですとかというようなことについては、検討の中の結果となっていると思いますので、ご了承の方をお願いしたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 大変関心が高いところなんです。意義について、計画について、内容について、やはり話をしたい、物申したいという方がおられますので、そういう方が生で、文書やそれからネット上での、どうか、パブコメなどは、パブリックコメントなどがあると思いますけども、そういう場に生のやり取りがやはり小さな町でやり取りができるようにぜひお願いをしたいというように思います。説明会、町民全体で対象にして、それは参加する、しない、ありますから、町長の考え方を聞かせてもらっておきます。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 もし、説明会というのは今のところは考えておりませんが、出来上がった段階というんですか、工事着工することになったら、PRを兼ねてのそういうやり方を考えないことはないと思います。なぜなら、皆さんにやっぱり周知して、知っていただきたいものですから、その辺のことはそのときになってから考えたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひよろしくお願いします。

それで、改めて、町民の暮らしと経営が大変厳しい中ですから、町が優先して取り組む事業の中に、ぜひ、暮らし応援、先ほど言いましたように経営のところで、これからますます物資が入ってくるか。もう現在、断熱材が入らないという業者が結構何人か私聞いています。ですから、仕事がしたくても、設計したくてもできないというのが現状ありますから、そういう点では、そこに手当てをする。補正予算組まれますけども、3兆円、3兆3,000億円ほどでしたか、そのうちの2,500ほど、2兆5,000億円ほどが予備費に回る。なので、その中身はさっぱり分かりませんというのが、報道関係の中身です。どの新聞も分かりませんでした。そういう点では、今後、補正予算も出てきますので、機敏に対応していただくことを改めて求めておきたいというように思

うんです。

この尼子の事業は、大変、先行き不安定ですし、なかなか心配の多いところなんです。ですから、そこは、中心で進んでいるようすけども、暮らしの応援のところ、それから自営業者は大変地規模小さいですから、下請が多いです。その点で応援できる施策の充実を求めているんですけど、町長、お願いします。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 私も商工会員でありますから、よくその辺のことは存じております。政府の今度の補正予算、多分、心配されていることに関しては必ず、例えばまた無保証のああいいう貸出しとか、利息補填とか、そういう話の施策は必ず出てくるんじゃないかなと思います。うちではそんな単独の確かに中小企業は弱小企業が多いんですから、そこは私もそれなりには気にはしております。また、実施する段階になったら言います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町長公約ということがあるかと思いますが、やはり全体を見渡していただいて、町民の営業、暮らしから、それぞれ困難な状況を抱えていますので、それが解決できる施策の展開を求めて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

少し早いですが、まだ時間がちょっと足りませんので昼からにしたいと思いますので、今から昼休憩に入りまして、午後からの再開は13時。13時からお願いしたいと思います。

それでは、これで昼休憩に入ります。

(午前 11時20分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、午後からの会議を再開します。

次に、2番木村誠治議員の一般質問を許します。

2番木村誠治議員。

○木村誠治議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。ありがとうございます。

まず、第1問目、尼子駅前宅地創出事業を人口増・少子化対策として機能させるためにということで質問させていただきます。

私自身は、議員になりました最初の3月の議会、それから、昨年12月の議会、それと今回の6月の議会と計3回、この問題については質問させていただいています。本事業の目的は、土地を分譲することではなく、出産・子育て世代が定住し、子どもを産み育てたいと思える甲良町をつくることでなければな

らないと考えております。農地の白地転用が難しい本町において、町が主導する宅地創出には意義があると考えております。しかし、宅地ができれば人が来るという発想では人口は増えない。ソフト施策の充実と転入者の受入れ体制の両面から、以下質問させていただきます。

小項目の1で、子育て世代への支援策と経済基盤づくりということで、現在本町が実施している子育て世代、主に20代、30代への経済的支援策の整理をお願いいたします。給付、減免、補助等の内容、直近の利用状況はいかがでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、国の事業としまして、妊娠が確認されたときに5万円の給付を、令和7年度は24名の方に給付しております。そのほか、出産予定日の8週間前に生まれた子ども、生まれてくる子どもの人数により、5万円を令和7年度は27名に給付しました。また、町独自で子育て世帯への経済的支援として、1歳から3歳の子どもに対して3万円を令和7年度は67名に支給し、生後から1歳になるまで、毎月1,600円相当のおむつを宅配する甲良町乳児おむつ等支援事業を実施しております。この事業の令和7年度実績は47名の方に216個の紙おむつを配りました。また、住民人権課では、中学生の医療費の無償化を実施しております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。私が全く知らないというか、母親の介護のときにおむつの補助制度は利用したことがあるんですけども、ありがとうございます。

2番目に参ります。第2子・第3子の出産を後押しする施策の現状はいかがでしょうか。給食無償化以外に何がございますでしょうか。充実させる考え等あれば、お答えください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 本町では、経済支援として、第1子に3万円を支給し、第2子には5万円、第3子には10万円と金額を上乗せして支給しております。

また、放課後児童クラブを複数人の兄弟で利用した場合は、2人目以降負担金や加算金が半額になる減免を行っております。

これらの事業の継続は考えておりますが、これ以上の充実については考えておりません。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。具体的な内容でよく分かりました。財

政の厳しい中でこういった保護というか、施策がされているということを改めて知りました。

3 番目、妊娠・出産・産後ケアの受入れ体制、産科医療へのアクセス、保育所の空き状況等の現状の現状と課題は、何かお教えてください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 では、私の方から、まず産後ケアについてですが、産後ケアが必要というような場合には、保健師が訪問等により、相談を実施しまして、利用につなげているところです。本町では、東近江市、八日市ですけども、にある助産所をよく利用されているケースがございます。そのほかにも県内には 60カ所ほどの医療機関や助産所などの登録がありますので、この産後ケアの支援としては充足しているというような状況です。

産科の現状につきましては、令和2年に彦根市立病院が、令和6年にも彦根市の診療所1カ所が分娩を休止しまして、湖東圏域で現在お産ができる診療所というのが1カ所となっております。彦根市です。湖東地域の分娩体制の確保について、1市4町の首長より県知事に、彦根市立病院での分娩再開に向けた支援等、要望も行っているところでございます。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 私の方からは、保育園の空き状況について回答させていただきます。東西こども園とも0歳児と1歳児の空きはございません。2歳児から5歳児につきましては、若干の空きがございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 かなり、お答えいただいた内容を聞きますと、充実しているのかなと思いますし、ぜひとも彦根市の分娩の再開は継続していただきたいと思います、働きかけを。

4 番目、子育て世代が甲良町で子育てしたいと感じるために、現状、何が不足していると認識されておられますでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 不足している内容につきましては、妊娠から子どもの成長過程によって様々であり、沢山あると考えております。主に、教育に関する支援、経済的支援、医療に関する支援等々考えますが、土地がないというのも、不足している1つにあると思っております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 今、次長おっしゃられましたように、私も教育は非常に大事かと思ひまして、以降、それに関する質問もしてまいります。

次の2番目の項目に行きます。若年層の転出抑制とUターン促進策について

です。

まず、1問、1つ目で、直近5年間の20代、30代の転出超過の実態を把握されていますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 転出者の人数の報告をさせていただきます。令和3年度の転出者は79名、令和4年度は87名、令和5年度は89名、令和6年度は97名、令和7年度は105名で、いずれも湖東圏域への転出が多く、その次に県外への転出が多いという状況でございます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。数字を見ていますと7、8、8、9、100と増えている傾向なので、何とか止めたいなというふうに必要性をさらに感じました。

2番目、若年層の転出抑制のために、具体策は何か、いろいろな施策、0歳児からその後もということでお聞きしましたけれども、若年層の転出抑制のための具体策は何か、現状の取組と課題はということでお聞き、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 若年層の転出抑制のため、甲良町総合戦略の重点プログラムにおいて、2040年人口を5,000人維持と目標に掲げ、若い世代の定住・移住につながる魅力的な雇用の創出、2つ目に、新しい人の流れをつくるために魅力ある住環境を整備・発信をする。3つ目に、希望をかなえる結婚・出産・子育てへ支援と教育の充実など、人口減少対策に特化した行政運営を行っております。しかし、進出企業や町内事業所における雇用は限定的で、転出超過に伴う人口減少は大きな課題であると考えているところでございます。尼子駅前宅地創出事業などの移住・定住につながる事業を行い、転出抑制を図っていきたいと考えているところです。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。私がここにメモったのは、5,000人維持、それから、多様な発信、町からの積極的な発信というのは非常に大きいことだと、大切なことだと思います。5,000人というのは、できない目標を掲げるよりも、妥当な目標で減少していくスピードを少しでも抑制するという意味では非常に大事なとお聞きしました。

3番目、町外に出た、出られた出身者が本町に帰還、Uターンしやすくするための施策、情報発信ですとか住宅取得補助、あるいは就職情報等の提供の現状と課題をお聞きします。今回のこの宅地創出事業とこれらをセットで発信する考えはございますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 ニ子駅前宅地創出事業をメインに、さきに申し上げた人口減少に対応した各施策を行っており、これら各施策を一体的に併せて情報発信することで、若年層の転出の抑制、町外に出た甲良町出身への帰還、Ｕターンを促進できればと考えております。空き家バンク制度等を活用した町外からの移住・定住者の人数は、過去４年間で約４０名ほどであり、町外に向けた情報発信が必要であるのではないかと考えているところです。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。この４０名という数字を聞いて、結構おられるんだなということを聞いて感じた次第です。午前中の討論、質問にもありましたように、昨年の７０周年の秋の祭りじゃないですけども、それから、この春に行われた、高虎祭りにしても、ちょうど今も休憩時間に話しよったんですけれども、秋と春と大きなイベントですし、こういった発信を続けていただきたいなと思いました。

大きな３番目の質問に参ります。先ほど、ちょっと教育のことを申しましたけれども、郷土愛育成教育の進捗確認と深化、さらに深めるといった趣旨でお聞きします。

令和６年３月議会において、今いる子どもたちへの郷土愛の醸成が将来のＵターンにつながるとして質問いたしました。それから、「犬上三町副読本」の制作、あるいはせせらぎ探検隊の再開がされたと答弁をいただきました。そこで質問させていただきます。

１番、「犬上三町副読本」の活用状況はいかがでしょうか。子どもたちの反応もあればお聞かせ願います。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 社会科副読本であります「私たちの犬上」ですけども、現在、小学校の３年生、４年生が社会科の授業で使用しております。特に、調べ学習の際には、子どもたちが自分から進んで副読本を使って調べていると聞いております。副読本というのは、やはり身近な地域が教材となっておりますので、様々な課題が自分事として捉えやすくて、子どもたちが意欲的、あるいは自主主体的に学習する、そんな子どもたちが増えてきていると聞いております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。ぜひとも、子どもたちの主体性を引き出すような教育というのか、今後も続けていただきたいと切に願います。

２番目、せせらぎ探検隊の実施状況と今後の継続、あるいは発展計画等ございましたら、お聞かせ願います。

○丸山議長 社会教育課長。

○上田社会教育課長 せせらぎ探検隊は、郷土への誇りと郷土を愛する心を育てることを目的に実施しています。令和7年度は3回実施しておりますが、参加率につきましては、10%、2%、2.5%と、非常に参加者が少ない状況であります。多くの児童に参加してもらいたいと、活動内容等については毎年課内で協議を行っておるんですけども、なかなか増えないのが現状でございます。令和8年度につきましては実施予定ではありますが、参加状況を考慮し、事業廃止も含め検討する必要があると考えております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 先ほどの三町副読本の活用とともに、何か合わせわざとかあるいは今日みたいなちょっと気候のよい秋なり春なりと、時期を選んで、何とかそのパーセント、ポイントを少しでも維持、あるいは上げていただくように、お願いしたいと思います。

次に、3番目、本町の農業・自然・歴史・三大偉人など、地域資源を活かした体験型の郷土愛育成教育のさらなる充実策がございましたらお聞かせください。私、前回、令和6年の3月のところで投資という言葉非常に多用しましたけれども、教育の投資という長期的な効果をどう評価されているのか、お聞かせください。

○丸山議長 社会教育課長。

○上田社会教育課長 せせらぎ探検隊の事業で話をさせていただきますが、この事業につきましては、直接、定住・帰還へつなげる、実施しているものではございません。将来的には、定住・帰還につながればいいというふうには考えておりますが、先ほども答弁いたしましたとおり、今年度の活動結果を考慮して検討する必要があるというふうには考えております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

大きな4番目に移ります。転入者のコミュニティ統合策ということで、お伺いします。

令和6年3月議会において西学区3字で、転入者の区・自治会への不参加問題、不加入問題が生じているということで質問させていただきました。宅地に多数の新転入世帯が入居すれば、この宅地というのは尼子駅前なんですけれども、同様の問題が拡大するおそれがあるということで、昨年12月にも質問させていただきました。

そこで、改めてです。1番目、この問題の検討状況はいかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 特に自治会の不加入についての具体的な検討には至ってない

ところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 私、実は、南彦根駅前の県の住宅生協の小泉、何というのか小泉団地というのか、130戸前後のところに、何をとち狂ったか14年間おりまして、今は尼子に帰ってきておるんですけれども、そのときに、まだ数、10戸も入っていない段階で、県の住宅生協さんは、自治会を組織して、私も、自治会長にはなりませんでしたが、副自治会長みたいな何か役をしたことがあるんです。なので、こういった例、それは賛否あると思うんですけれども、13区、今の13区ある中に14個目をつくるみたいなことも、視野に入れていただいたらどうかなと思っております。

次に、行きます。宅地分譲の際に、転入者がコミュニティに参加しやすくなるよう、受け入れるルールや説明会など、仕組みを宅地造成計画に盛り込むお考えはございますでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。町といたしましては、今現在約100戸程度の分譲を想定しております。そういったことから、新規の自治会を立ち上げることも検討しておりますけれども、皆様のご意見を聞きながらこれから基本設計・基本計画を作成してまいりますので、その中で検討してまいりたいと思っております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 私もようやくと、まず、基本計画が練り上がらないと、県への認可申請もできないということが、ようやく分かってきましたので、ぜひともよろしくお願いいたします。

3番目、既存住民との新転入者が自然に交友、交流できる仕掛け、行事なり自治会活動なりの設計を宅地造成計画と並行して進めるお考えはございますでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほど申し上げたとおり、基本計画と基本設計の中でそういったことも検討はしてまいりたいと思っております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 質問しておきながら、同じこと、答弁が来るなと思って、はっと思いました。ありがとうございます。

5番目、大きく、町長への問いということで、宅地創出事業は、ハード、土地・住宅とソフト、子育て支援・郷土愛教育・コミュニティ受入れ等々が一体となって初めて人口増、あるいは人口減少の抑制、少子化対策にとして機能す

ると考えております。ハードの準備と並行して、来てくれた人が子どもを産み育て、ここに根を張りたいと思える甲良町をつくるソフト施策を体系的に整備すべきじゃないかと以前から考えております。そういった人口定着パッケージみたいな、総合戦略について町長のお考えをお聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長。

○望月企画監理課長 とりわけ若い世代や子育て世帯が甲良町に住み、結婚、子育てをしてもらうこと。町外から甲良町に移住・定住してもらえるよう、子どもを安心して出産し子育てができる環境を整えるため、妊娠時の検査費用の助成、出産時の祝い金支給、子育て応援金、育児期の子育て相談支援など、子どものそれぞれの成長の場面で切れ目のない子育て家庭支援を甲良町総合戦略の重点プロジェクトとして実施しております。このソフト事業と宅地創出というハード事業を一体的に展開していき、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。厳しい財政の中で、今後も、切れ目のない施策を継続していただくようお願いしたいと思います。

私、今回の質問に関して、調べたことがあります。今さっきも、隣の議員さんから、ちょっとヒントをもらったんですが、2026年の予想値として、出生数、日本人の出生数が67万人を下回ると。当初70万6,000人という、2025年は70万6,000人で、今年で67万、70万を切るという報道というのが出て、新聞記事ですけども、出ていますし、反対に、2024年の外国人の方の出生数は2.3万人で、こちらは過去最多になっています。先ほどの日本人の方の出生数は10年連続で過去最少を記録していると。下がり続けていると。幸い滋賀は、これも新聞記事で、福原議員にちょっと聞いたんですけども、65年ぶりに滋賀も減少に転じたという話になっています。

それから、もう一つ、人口ピラミッドの話。20代、30代、40代の年齢構成。日本人と外国人の方、在日外国人の方の比較で申しますと、明らかに20代、30代、40代の人口比率は、外国人の方が多くて逆転しております。それが、もうここ、消費税が導入された頃ぐらいから、30年間積み重なって、日本人の人口は下がっていく一方で、一方、外国の方の、日本に住んでおられる外国の方の人数が上がっていったというので、こういったグラフが出ていて、明らかにもう一目瞭然なんです。だから、この波に甲良町がのまれているというのは本当に悲しいというか、必然というのかということだというふうに考えています。

それから、金の、費用のことになるんですけども、これだけ30年間以上、国の話になりますけども、政府・与党等が続けてきて、費やしたお金が140

兆円です。片や、外国人の方は増え続けていると。だから、異次元の少子化対策は、異次元の少子化をひどく深刻にする政策ではなかったかなというふうなことを考えております。そういうことを思いつきました。

1月、この1月にも、SMB Cコンシューマーファイナンスという会社が発表した、20代の金銭感覚意識調査2026というのが出ています。これによりますと、20代が結婚を前向きに考えられる世帯年収は、世帯年収ですね、800万円。結婚するのに。なので、うちの村にも、独身でというのか単独で800万円を超える、超えられないから結婚しないのか、ちょっとよく分かりませんが、よく見受けます。さらに、1人目の子育て世代に前向きになれる世帯年収は、これアップしていて900万円。だから、夫婦で合わせて600万円、300万円みたいな感じで、やっぱり共働きしないと1人目をというふうなことにはならないのかなというふうに感じます。

もう一つ、年収が、ここはちょっとひどいんですけども、どんなに多くても結婚したくないと答えた20代が31.3%。それから、さらに悲惨ですけども、年収がどんなに多くても子どもを産みたくないと答えた20代が34.1%ということで、よく言われる子育て罰みたいなのは、こういった数字に表れているんだなというふうに感じている次第です。

土地を造成する、分譲する、転入者が来る、子どもが増える、こういった単純な因果関係を前提にするとすれば、それはまさに、これまで国が130兆円、140兆円をかけて証明してきた机上の論理、同じ過ちを繰り返すことになると思います。この甲良町の住宅創出事業においてでもということです。大切なのは、お金があれば産むという発想を超えた別の問いを立てることだと思います。なぜ若い世代は甲良町を去るのか、なぜここで子どもを授かろうと思えないのか。その根本原因を直視することから始めるべきではないかと考えます。いろいろあるんですけども、稼ぐ環境がないというのであれば、今でしたらテレワーク、コロナ禍以降テレワークがはやっていますし、現に、私も大阪に勤め、大阪にテレワークで、尼子に住みながら大阪にテレワークで、仕事をしているという人も見受けます。私がよく、尼子駅から米原100円で65歳パスを使って行って、東京なり西の方に、よく新幹線を利用したりするんですけども、そういったことも、ちょっと考え方を換えれば、そういったことも可能なので、逃げて転出された方を引き戻すだけでなく、そういったところから、人を呼び込むという発信も必要ではないかなと考えております。逆転の発想なのか。あるいは、都会であくせくして、するよりも甲良町だったら、安くて、畑仕事というのか、家庭菜園することも比較的簡単だと思うので、そういった発想の転換を促すような発信も非常に大事かなと思います。

それから、子育て環境については、今、沢山質問に対する回答もいただきま

したし、非常に他市町に比して、遜色ない、厚い手当てが提供されているなどというふうに感じていますので、これを継続していただきたいと思います。

それから、コミュニティへの不安ということでは、私がくしくも彦根の小泉町の住宅で感じたように、そこが130戸ですと、やっぱりごみステーションも何カ所かありますし、十数人の世帯しか入ってないときから、やっぱり数人が集まって、ごみの清掃当番だとかを決めたりも初期からやった覚えがありますので、そういった手だても、これから練っていただける計画には、ぜひとも盛り込んでいただきたいと思います。

長寺センターとか呉竹センターのようなセンターの臨時というのか、駐在員さんもそういった今度の住宅の創出事業のところにも駐在していただくのもいいかなと思って、ちょっと午前中メモっておりました。土地を売る事業ではなく、若い世代から選ばれる甲良町をつくる事業というふうに私は再定義するような格好で、今後、この事業を推し進めていただきたいなと切に願っております。

大きな2番目の質問に参ります。区からの要望案件における行政の報告・連絡・相談等の徹底についてということで、以下質問させていただきます。

甲良町の13の字、区では、区長が住民と行政のパイプ役として機能しています。区から行政に寄せられる要望・改善案件について、受付後の進捗が区長に報告されていないケースが見受けられると、区長経験者からも耳にしております。一例として、ある区の区長から、行政に要望した公園内の高所、高いところの樹木の剪定について要望後、行政からの連絡がない状況が続いているという訴えがございました。私も現地を見まして、それほどひどくないなどとは感じておって、これだったら手当てをしてくださった後かなとも感じたんですけども、行政危機宣言下にあって行政のマンパワーに限りがあることは十分理解しております。全ての案件を即座に対応することが難しい状況も承知の上で、対応できる、できない、時期未定でも結構です。その状況を区長に伝える報連相の仕組みを整えることが、限られた人員の中で住民の信頼を守る最も効果的な方策であると考えます。区民の行政への信頼確保の観点から、以下、質問させていただきます。

区長からの要望・相談案件は、現在どの部署がどのような方法で受け付け、管理されているか。案件を一元管理する仕組みはございますでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 区からの要望・相談は関係する課で対応をしているところでございます。また、書面で提出もお願いを、区からお願いをしているところでございます。提出をされますと、文書受発件名簿、エクセル版、パソコンの方で整理をしまして、回答したか否かは分かるような対応をしておるところ

でございます。また、一元管理をする仕組みにつきましては、特にないというところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 冒頭ちょっと、これはよく小森議員が質問されている内容の焼き直しみたいなもんなんですけれども、2番目、要望受付後の進捗報告について、区長への連絡ルール、時期・方法・担当者は定められていますでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これも同じく各課での対応ということにしておりまして、一定したルールのものは定めておらないというところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 次の質問に参ります。

対応が困難な案件については、その理由を区長に明確に説明するルールはあるか。ございますか。検討中のまま放置されている案件の有無とその件数、内容を把握しているか、お答えください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 先ほどと、質問と同じように、統一したルールは定めておらないというところがございますが、要望を回答が長引く等でしたら、区長さんの方に連絡はしていると、するようにというところがございます。また、総務課の方で、一括して件数等は持ち合わせておりませんが、これも同じく各課の方で、継続案件等は把握しているというところがございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

受付から対応完了または対応不可の通知までの流れを標準化し、区長、それから議員が進捗を確認できる仕組みを、職員の負担を最小限に抑える形で整備する考えはございますか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 標準化、全体、進捗の管理の仕組みは今現在はございません。まずは担当課の方で内容を把握しまして、しっかりと区の方へ連絡・回答することが重要であるというふうには考えておるところでございます。回答に時間を要する案件等についても、区と連絡を取っていきたいと思います。このことから、整備については今現在は考えておらないというところがございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 要望を上げる区長の方も、上げた以上は、あの案件どうなっているかということで、行政さんの方へのトレースが必要かなと思います。言いつ放しでは駄目だし、双方が歩み寄る必要があるんじゃないかと思います。全国の自治体では、LINEとかスマートフォン、多分、町の方でも知っておられると思うんですけども、LINEやスマートフォンの活用で住民からの要望、不具合通報を写真つきで受け付け、その進捗状況を住民や区長が確認できる住民要望管理システムみたいなシステムが動いているようです。全国の市町でということなんですけれども。それで、財政危機宣言下における本町においても、限られた職員数で住民サービスを維持し、行政への信頼を確保するために、誰がいつ何を要望し、現在どうなっているかを見える化する仕組みは非常に重要であると考えます。高額な大規模システムではなく、これは今回導入のシステムにはないということを聞いたんですけれども、大規模なシステムではなく、LINEや簡易電子フォーム等を活用した低コスト型の仕組みから段階的に導入するようにして、区、住民、議会、行政が情報共有できる体制整備を強く要望します。見える化というのは、住民と行政の信頼を守る最も費用対効果の高い、投資とは言えませんが投資であると考えます。

以上、私、木村の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問が終わりました。ほな、ここでちょっと15分間休憩入ります。2時まで。2時から再開します。

(午後 1時42分 休憩)

(午後 2時00分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、また会議を再開します。

次に、4番山田議員の一般質問を許します。

4番山田議員。

○山田議員 4番山田です。議長の許可を得たので、一般質問に入ります。

6月議会ということで、この梅雨時期というか、梅雨に入りましたし、私自身も、あまり体調が芳しくない部分もあるんですけど、昨日、はり治療に行ってきて、帰りにちょうど昼間、佐和山小学校のどこを車で走行中に、車道じゃなくて歩道の方を某進学校の、もう見たら分かりました。野球部のユニフォームを着て、高体連の関係で練習試合に行くと、途中かな。20人ほどが、車道じゃなくて歩道を走って、こいつらという思いの中で、20人中かぶってた、ヘルメットをかぶってたのが1人。この学校がという、偏見で見たらあかんですけど、こういう学校も、こういうふうにきちっと徹底できてないのかなという思いの中で、そのときに思ったのは、やっぱり大人として、そういうのはやっぱり、おまえら車道走らなあかんど。それも団体やし、注意をすべきかな

と、きゅっと思いつつも通り越して行ったんですけど。質問の内容の中で、お手元にある、この京都府の青切符導入について。私自身も今言ったとおり注意をしようと思っても、この113の法律の中でほんまに大人としてそんなのを把握しているんかという不安に立ちまして、ちゃんと勉強せなあかんのやなということもふまえて、その場を逃げていったというか、通り過ぎていきました。

質問に入るんですけど、この2026年4月1日より、16歳以上の自転車運転者に交通違反の通知制度、俗に言う青切符が導入されました。4月1日に入る前、前後は、テレビでもどんどんと、こういうのはあきませんとか、画像で流されたんですけど、2カ月たったこれっぽっちももう流されなくなったりしているんですけど、青切符制度の基本ルール等の啓発を甲良町としては、特に大人向け、特にお年寄り向けの計画はあるのかという、1つ目の質問ですけど、よろしくお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 町内での啓発でございますが、広報こうら、ちょっと遅くなりましたが、6月号の方で、一部ではありますが、掲載をさせていただいたところで、非常にちょっとあまり内容的には濃いものではないんですが、一部載せさせていただいたというところと、それと併せまして、甲良町ホームページの方につきましても、掲載をさせていただいておるところでございます。啓発等につきましては、彦根署ですと交通課、また、もちろん甲良駐在所とも連携をいたしまして、今度は6月の23の夜にはなるんですが、交通安全協会甲良支部の総会を控えておりまして、その中で、彦根署の交通課長の方からお話をいただくというところは今計画をしておるところでございます。

まずは以上でございます。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 総務課長の説明どおり、こうら、一般質問の中で打合せというか、相談した中で、載りますよという形で、そういうのも、もう計画しているんやなという形で了解したんですけど、開いてみると、この京都府のこれに比べてちょっと貧相かなという部分と、やはりこの京都府のやつは、このアニメ化というか、きちっと携帯、赤信号無視、傘差しとか、基本的に分かる部分は、自分も自転車に乗っていたときは、自転車を走行している人を見たら、これはあかな、あれはあかなと思うんですけど、この裏面を見たら、まだまだ本当に沢山あるということも含めて、放置自転車の罰金とか、駐車、そして信号無視は言ったんですけど、スピード違反、これも罰金の対象に入るとか、もう沢山あるということをなかなか大人の部分も周知できないんですけど、ただ、言ったとおり、今言われたとおりホームページとか広報は分かります。駐在所の安全教室というか、そこの部分ですけど。先ほど言ったとおり、お年寄りの方

は私自身もこのなかなか理解ができないのに、今日も、ドラッグの道を走っていると、銀行の手前をぱっと自転車で横断する人。そして、J Aの、銀行関係ですね、お金関係と、ぱっと横断する人。だからスピードが出るという。この大道を何げなくというか、もう無防備に走るお年寄りの人がいるから、そういうような形を徹底できるというか、それはあかんど。罰金も含めてですけど、何かほかに。もう一つは、駐在所とか交通安全課を利用して、各字の老人会のそういう月1回の集いとかある場所で、それを派遣して、交通教室をきちっと、これはあきませんよ。画像で見るやつもあると思うんですけど、実際その広場を利用してでもやってもらって、これも、これもあきませんよということをやっとはそういう老人会とかを利用して、やってもらってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まずは老人クラブさんの方ではこの6月には講習会をするという予定は今聞かさせてもらっているんですが、各字個別については、まだ何も対策できておりませんので、このあたりにつきましては、今、山田議員のおっしゃるとおり、甲良駐在所さんも今年度から、今までですと1名体制やったのが2名体制になりましたので、人も増えたというところでもございますので、そのあたりについては、しっかりと相談をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 それと、もう一つは、周知、日本人というか、大人も、子どもは学校の安全教室からですけど、この頃やっぱり外人の方、外国人の方が自転車で勤務する姿を多数見かけます。自転車、ここに書いてあるとおり左側、車両として左側やけど、逆走というか、右を走っている方がおられます。そこは、言葉が通じるか通じないか分からないんですけど、声をかけることも大事ですけど、その勤めている企業主さんに、こういう京都府のチラシを渡しても、これ日本語というか、漢字ですので分かりにくいし、何か外国人さんに分かるような、この啓発のというか、チラシというのにも必要じゃないかなという思いで。事故があって、さあこれからどうしようというのはもう分かるんですけど、事故がある前の何か外国人さんに優しい心遣いという部分を、何か町として企業主さんにお願いするとかできないかなというように思っているんですけど、どうでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 啓発パンフレット等については、一度、私も手元にございませんで、これも警察の方なりに、またご相談をさせていただいて、今もご提案

いただきましたので、そのあたりについては企業さんの方にお願ひすることは全然難しいことではないかなというふうに思いますので、これについては、また検討していきたいと思います。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 そこで、企業主が分からなかった場合、これを外国版に変えてでも、その人に渡すとかできんかなという思いもあるんですけど、なかなかお金がかかるというか、かかる部分もあるんですけど。命を守るというか、日本の交通ルール、自転車の青切符ルールを守ってもらう部分では、企業主さんに頼むこともやし、行政として、窓口に置いておくとか、そういうような形もちょっとは工夫が必要かなと思うんですけど、どうでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今おっしゃったとおり、いろんな形で工夫をさせていただきたいと思います。ちょっと命を守る非常に重要なことであるかと思いますが、対応していきたいと思います。できる範囲でのということになりますが、よろしく願ひします。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 命を守るという部分で、お年寄りも、外国人もですし、やっぱり大事かなと。私たちも、分かっている範囲は理解しておかなかったら、自分が自転車に乗る。もう自転車乗ることは今はないんですけど、車で走行したら危ないなとか思ったときに、逆の立場を考えたら、俺らも自転車ルールをしっかり把握しなあかんというか、勉強しとかなあかんというのは、自分の身に振り返るということも大事かなと思いますので、そこら辺は私も含めてですけど、よろしくいうか、徹底していきたいなと思います。

次、一応、大人向けの自転車青切符云々についてなんですけど、今度は子ども向けというか、私の字の子どもたち、本当に今いい季節ですので、自転車に乗って走り回っております。もちろんヘルメットはかぶっております。おそらく、うちの人は用意していても、自分からかぶらないというか、面倒くさいという思いがあるかなと思うんですけど、けど、この自転車で大けがをしたとか亡くなったとかの、甲良町ではそんなのはあまり聞いてないですけど、全国レベルを見ると、交通事故に巻き込まれたとか、ヘルメットをかぶっていたら命が助かったのとかのニュースは沢山聞いております。先ほど言ったとおり、自転車は車両の一部として、交通マナーを見直す。これは、大人もですけど、子どもたちにも徹底をせなあかん。もちろん自分の身近にいる孫も含めて思っているんですけど、なかなかこの身近にいることは、もううるさいとか、

そういう形しか取らないで、学校でそういうのを徹底できる機会はあるのか、また、計画はあるのかという質問ですけど、よろしくお願いします。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 議員のご質問ですけど、こども園、あと、小学校、中学校とも、年度当初に経営の管理計画というのを作成しておりますので、その中に安全計画というものを基に様々な安全対策を行っております。こども園、小学校については、青切符制度に関しての詳しい学習というのは行っておりませんが、交通安全に関する学習を行っております。また、中学校におきましては、今年度は道路交通法改正に関しての学習もしておるということを聞いております。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 3つに分けて保育園、幼稚園も含めて、小学校、中学校、理解度は違うかなと思うんですけど、この青切符制度、大人も勉強せなあかんという形ですけど、安全教室の中身、簡単にこういうチラシを配るのか、DVDで見るのか。交通安全課を呼んで、実際、運動場で自転車でぶつかったりとか。よくテレビでも、ダンプに巻き込まれるとか、そういうのを見て、ああ、やばいなとかいう子どもたちが多いい。この罰金制度とかも含めてですけど、保小中の理解度は違うと思うんですけど、その安全教室の中身はどんなものでしたか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、3つに分けて回答させていただきます。

こども園につきましては、今年は、毎年5月に交通安全教室を実施しております。今年度も実施したと聞いております。内容につきましては、主に道路歩行時の安全確認についてというのが、やはり園児というのは、郊外に遠足等も行くということで、そういったところを中心に、甲良駐在所の警察官の方を講師に招いての学習をしているということを聞いております。

小学校におきましても、講師の方を招いて、交通マナーや、車の走行時に、自転車等多分乗ることもありますので、そういったときのマナーや、安全確認等についての話を聞いているというふうに聞いております。また、DVDとかも使って、視覚的にも子どもたちに分かりやすい教材を使っていることで、今年度は甲良東小学校は5月に実施をされております。甲良西小学校につきましては、6月に実施するというふうに聞いております。

中学校におきましては、毎年4月に、特に1年生を対象に交通安全教室を行っているというふうに聞いております。例年でしたら、実際に運動場に道路等の線を引いて、実際にその中で、自転車走行の実技指導というのを行われているということなんですが、今年度は実施日が雨だったということもあり、DVDによる

学習ということを、こちら警察官の方に来ていただいて、今年度は道路交通法の改正に伴う、自転車等の走行、マナー等についての学習を行ったと聞いております。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 保育園、小学校、中学校、年に1回、4月年度当初という形なんですけど、先ほど、何回も繰り返しますけど、大人でもなかなか理解できない部分を、できたらただで来てもらえる駐在とかやったら、もう1回ぐらいは夏休み、夏休み終わったらその危険度が増してくるとかいうか、もう開放的になってくるかなと思う。子どもたちも、いいかなと忘れたぐらいにもう1回とか、やってもいいかなという、これはおじいちゃんとしての思いです。そして、できたらそこに、親も巻き込める、保護者も巻き込めるようなのも、ちょっと工夫しながらというのもあり得るかな。ただ、時間の都合とか、もう、中学校になってきたら、もう部活動も終わって、もう面倒くさいとかいう、そういう時期もあるかなと思うんですけど、全体を見て、もう1回ぐらいと保護者を巻き込んでねというのは、甲良町でこの安全を、先ほど言ったとおり、命を守るためにどうかなと思うんですけど。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 議員がおっしゃられたような、もう一度ぐらい何とか学校の中でというふうなことを言われたと思います。様々な学習カリキュラム等もありますので、なかなか今ここで全てここでできますという形には回答はできないんですけども、今そういった意見等もいただいておりますので、また、学校等にもいろんな形で安全教室を行えないかということについては、また話をしていこうと思っております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 あと、一応ヘルメットの安全、命を守るという形で、中学生のヘルメットをかぶっている確率というのはどのぐらいなんですか。呉竹ではもう、センターの先生に聞いて、5人はかぶっていますと。5人かよと思ったんですけど、町全体としてはどのぐらい、大体でも把握していれば。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 ちょっと数等については、確実な数等は確認はしてないんですけども、数というのはちょっと把握できないんですが、全体的に着用率は上がっているというのは聞いているので、その辺については、また、分かれば、議員の方にまたお伝えします。

○山田議員 最後なんですけど、子どもを含めて、親も含めて、お年寄り、町内の人も、こういうルールを知ろうということで、全協のときに、議長が、そこ

の浜野工務店の前の横断のところを先生が誘導している。はい、そのままという、この誘導はあかんぞという。このルールを見たら、これはあかんと思います。そのあかんを指導している先生にも、こういう、きちっとしたルールの徹底というか、それが必要なと、最後の質問ですけど、よろしく。教育長でもいいし、どっちでも。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 今議員おっしゃった、先日、全協で指摘を受けました問題についてはすぐに中学校の方に話をしまして、立ってくれている教師だけじゃなくて、全体に一旦停止、子どもも、をまずやってくれと。その後、通すときに、車の運転手さんに分かるように止まっていただくと。まずは中学生の自転車を止めなさいという話をさせてもらいまして、今後、ちょうど改善されるとは思っていますけども、また何回か話しに行きたいと思っています。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 そういう具合に、大人も、子どもも、やっぱりルールを守る。交通安全だけじゃなくて、自転車の青切符だけじゃなくて、いろんなルールを守っていくということを私自身も徹底していきたいと思いますので、命の確保のために、これからも注意できるところは大人として注意していきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 山田議員の一般質問が終わりました。

ここで議事の都合により副議長と交代します。

(議長交代)

○小森副議長 それでは、議事を進行します。

10番丸山議員の一般質問を許します。

10番丸山議員。

○丸山議員 それでは、一般質問に入りたいと思います。ちょっと久しぶりで緊張しておる状態で、すいません。長寺センター長、寝ないように頑張りますので、よろしくお願いします。

町民のごみ問題のことですが、町民の方が、私のところの家まで来ていただき、このごみ問題を何とか解決していただけないかなという声がありましたので、この質問を1点だけ今回はさせていただきたいと思います。

私たちは町民の代表でありますし、町民のどんな小さな声も大きな声も聞き逃さず、やっぱり聞いたことに関しては議場でやっぱり反映する、これが私たちの仕事だと思っています。そういった意味で、昼前にも西澤議員からもあったと思いますが、この頃、若者だけでなしに、高齢の方にしても、独り暮らしの家の方にしても、なかなか組内に入らないというか、組内を抜ける、そう

というようなところが増えているということを聞いております。今の時代、時代と言うとおかしいんですが、どのように変わったのか知りませんが、若者は。若者だけと言うと、またこれは語弊があつて怒られるかもしれませんが、固定電話は取らない、新聞は取らない、そこでもって組内には入りたくない、こういうような感じで今何か流れがそのようになってきているというのもおかしい話なんです。そういった中で、やっぱりこのごみ問題に関しても、これも1つの人口減少の問題に関わってくるのではないかなと思って、私もこの質問、今日1点だけさせていただきます。

この13集落の中で、字を言うと特定されますので、13集落の中の1人の方が家まで来ていただき、ちょっと組内を抜きたい、抜けたんやと。抜けたんやが、ごみステーションにごみを捨てるなと言われたということで、何とかしてもらえませんかいう。いや、何とかしてと、ちょっと私に言われてもそれはちょっとと言うて、話もしていたんですが、やっぱり町民は町税を払っている以上ごみをほかす、捨てるという権利はあるということで、何とか、そういう人たちの課題を1つでも解決をしたいという思いもありますので、組内を抜けても、ごみを捨てられる。私、早う、この間5月の全協のときも言ったと思うんですが、町にごみステーションを設けていただけないかということ。それをすると、やっぱり皆が組内抜けて町にごみをほかしに来る。そういうような、逆に組内抜けたらそういうことができるんかと。逆にそういうようなことがあつて増えても具合悪いので、町長の方にも相談をしたことがあります、それはちょっと勘弁してほしいと。町にごみ施設は設置できないということをはっきり言われました。そういった中で各集落の問題の中ではありますが、各集落で何とかうまく、昼前もそういう答弁があつたと思いますが、解決していただけると一番いいのですが、やっぱり孤立というか、やっぱりいろんな考えがあつて、村の役なんかもよく当たってくる。帰ってきた途端にその役が当たる。そういう状態で、私らぐらいの年代やったらしょうがないと、もう少しやし、しょうがないかなという。しかし、子どもたちが今町外に出ている中、町に帰ってくるのに、子どもたちに帰ってこいと言えないというようなことも言われました。何とかこの問題を解決していただけないかという問題で、住民課、住民人権課長に質問するんですが、何とかこのごみを捨てられる。言うたら、これ集落の問題となりますが、組内を抜けても、その人にはごみを捨てる権利がある。朝の昼前にも言うてたリバースセンターまで持っていけばいいのかもしれませんが、同じ集落内で、何とかいい改善があればということですが。私が思うには例えば13集落の中で、要望のある、要望のある集落、要望が来たところの集落に関しては、例えば各集落にある、私たちの村では憩いの家とか、草の根ハウスとか、何か呼び名があつて、いろいろ集落に公民館があると思うんで

すが、ああいうところに、最悪、組内を抜けている人がごみステーションというか、ごみ箱を置いてごみを捨てるということはできないものですか。ちょっと聞かせていただきたい。

○小森副議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 ということは、特定の場所にごみステーションを自治会に入っていない人用に設置するというご質問でよろしいですか。

○丸山議員 はい。

○大山住民人権課長 そうなりますと、ちょっと午前中の質問の中でもお答えさせていただいたんですが、現状、ごみ集積所、ごみステーションにつきましては、地域の実情に応じて、各自治会に設置管理の方をしていただいております。これは地域の実情に応じて柔軟な運用が可能で、住民の協力によって維持されているというところでございます。町の責任において、今言われるように、特定の場所にごみの集積所を設置することも1つだとは思いますが、実務上は課題が多いものと認識しております。具体的には、設置場所の確保であったり、また、排出ルール徹底であったり、また、管理体制、また、基本的には公平性の観点からも、町がやっぱりそういった自治会に入っていない方向けにごみステーションの方を設置するのは適当でないと考えております。

○小森副議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、マニュアル的な答弁はよく分かるんですが、そこをやっぱり解決というか、1つの、行政としても課題にしていた、課題というか、課題の1つとして、何とかしていただけるとありがたいなと思うんですが。今言うところ、やっぱりそういう問題があると、今言うように人口減少の問題にも引っかかってくるんじゃないかなと私は思うんですよ。というのは、今、何べんも言いますが、私らの年代はもうそこそこまで来ているので、そのまま組内に入っていようかなとか言う人もいれば、抜けても何とかなるわと思う人もいるかもしれません。しかし、私のもし子どもが県外、町外に出ていたら、年いって帰ってきてもらうにしても、そういう問題を解いていただかないと、やっぱりなかなか帰ってこいと呼びづらい。先ほども言っていましたけど、三大偉人の祭りのことなんでもそうなんですけど、やっぱり各集落、この三大偉人がいる集落というのは非常に甲良の13集落にある小さな集落であります。だんだんだんだんもう若者が流出していく。高齢化社会、これはもう甲良町だけではないに日本全国、そんな状態ですが。そういった中でやっぱり三大偉人を守っていくとか、そういうことを、上辺と言うと失礼ですが、言っている中、やっぱり甲良の町を守っていくにつけて、何とかこの問題を解決していただきたい。そういった中で、1年に何回か区長会なんかがあると思います。そういった中で、先ほども言いましたが13集落は全部が全部そんなこと言っているという

わけではないので、例えば要望のある、要望というか、うちの集落ではこういう、5軒、10軒ぐらいが組内から抜けているところがあるとか、そういう声を聞いたら、今言っている区としては、組内に入らなかったらごみを捨てさせないという、権利もないと、そういうことを言えること自体おかしいので、やっぱりそういうような人のやっぱり相談に乗ってあげる。区長さんが、その集落の。それを何とかその子たちの話を聞いていただき、何とかいい方法はないのかなということ、やっぱり区長会なんか開いたときに、そういうようなことを行政からも、ちょっと言ってあげてほしいというか、アドバイスしてあげてほしいなという思いですよ。最悪というか、そういう、さっきも言いましたが、草の根ハウスとか憩いの家とかいうのは幾つもあるんですが、幾つもあっちもこっちも町が設置するわけにいかないので、西学区は長寺センター。いや、違う。長寺センターは東学区。西学区の呉竹センターのところに、たちまち1つずつでも置いていかれると、1つでもそこまで遠いけど、もし希望の方が持ってきてくれるのであれば、そこで時間を決めて、もちろんごみの出す日が決まっておりますので、8時から10時までかなとか、例えば時間を来る時間は決めて、そういうようなところでも対応はできるとありがたいんですが、そのような今後考えが少しでもあればありがたいんですが、そういう考えは。町長に聞いた方がよろしいですか。

○小森副議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 先ほども言ったんですが、新しい、そういった排出のルールであったり、排出方法を考えるのも1つなんですけど、やっぱり自治会に入っていない方に対して、ある特別なルールをとというか、排出方法をやってしまうと、やはり公平性の観点から自治会に入っている方がやっぱり不公平やというような意見も出ますので、やっぱり今既存、ほかの課題も沢山ありますし、やっぱり既存のごみステーションの方をやはり地域の中で話し合ってもらって、自治会に入っていない方も使えるような仕組みであったり、ルールづくりというのができればいいのかなと思います。例えばちょっと参考に、ほかの市町の例でいきますと、自治会には未加入の方に対しましても、ごみステーションの管理協力費とか、清掃であったり、鍵当番というのをルールとしてやってもらえれば、そのごみステーションの利用を認めているといったところもありますので、そういった形でしてもらえるのが一番いいのかなと考えております。

○小森副議長 丸山議員。

○丸山議員 課長とちょっと、この一般質問の前にちょっとすり合わせというか、話しに来てくれたときに言うてたんですが、前にちょっと聞いたのが隣の豊郷町で、1集落が何かごみ問題というか、集落が何かまとまらなくて、ごみ問題、ごみを捨てる場所がないというのをちょっと聞いたことあると私言っ

たんですが、その辺ちょっと豊郷町へ何か聞いていただけたのかな。ちょっとそれだけ教えていただきたい。そういうことがありましたというのを私は聞いたということを言いましたよね。

○小森副議長 住民人権課長。

○大山住民人権課長 一応、豊郷町にそういったことも確認したんですけど、ちょっとそういった回答は得られなかったんですけど。ほかの近隣市町、愛荘であつたり豊郷、また、多賀町の方にも、そういった自治会に入らない方に対する対応については、ちょっと確認させていただきまして、やはり皆さん、今私が言いましたように、各字により対応の方は違いますけど、自治会未加入者の方でも、ごみステーションの管理協力費であつたり、そういった協力、清掃であつたり、お願いをし、ごみを捨てられる体制をつくっているというところもありました。逆に、町において、そういった方向けにごみステーションの方の設置をした案件はあるかということも確認させていただいたんですけど、今言った町においては、そういった案件はないということでした。

○小森副議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、よく本当に分かるんは分かるんよ。私も、確かにそういうようなことは無理なということが分かっているんですけど、そういった中でも、私が再度一言言わせていただきたいのは、やっぱりたかがごみとかという問題でなしに、そういうごみを今度捨てられないと、不法投棄が起きないかなというのが心配なんです。例えばもう道中走ってても、車からぽいっと投げてごみをまかれても、たまにそういう道路を見ているとそういうところもあるので、そういうことが町なかで出てこなければいいなと思うんですが、やっぱりそういうようなことで町がごみ屋敷というか、ごみの状態でばらまかれて汚いイメージも悪くなるので、何度も言いますが、また、そういう、課長はこの区長会にはこれ総務課が、区長会か何か開いている総務課かな。これは総務課長、もし、区長会がやっぱり開か、これは通告にないんですが、そういう区長会とかがあったときに、やっぱり各集落の区長さんが出てきていただいたときに、そういうやっぱり集落で問題抱えているところがあれば、ちょっとやっぱりそれは、行政はもうそんな勝手なこととか、今言うてるとおり、むちゃなことを勝手にごみをこっちに捨てろ、持ってきたらいいわと言えへんので、やっぱりそういうような区長会を開いたときに、各集落での中のことは集落で解決していただきたいんやけど、そういった中でもやっぱりうまく、言うたら、何べんも言いますが、町税払っている以上、ごみだけは、組内抜けているけど、やっぱりそういうばらまかれたらいかんで、ごみだけは捨てさせてやったらどうやとか、そういう話をちょっと総務課で、まず区長会で、総務課長、何とか。いけます。お願いします。

○小森副議長 町長。

○寺本町長 すいません。いろいろご心配いただいているのはよく分かるんですけど、基本的には私は駄目というのが趣旨です。でも、1つの方法として、例えば、10軒なら10軒あるとしましょう。ただし、あなたが入ってないとしますよね。あなたの家の前であなたが管理、維持管理をやってくれるんやったら、ゴミステーションもその代わりあなた方につくってくださいよと。やっぱり10万なら10万要りますわな、あれ。そういうことのことなら考えられんこともないかなという、検討はできる余地はないと思います。これ以上のことはちょっと無理だと思っております。

○丸山議員 ありがとうございます。

○小森副議長 丸山議員。

○丸山議員 ということは、町長、もし私が今組内にもし入ってないとしします。ごみは、家の前に自分でゴミ箱買って置きます。その際、配送、配送というか、ごみの業者はそこに寄ってくれるんですか、例えば。それだけ、かごのあるところは。

○小森副議長 町長。

○寺本町長 今言うてる程度、10軒という1つの単位で。

○丸山議員 単位で。1軒、2軒でなしに、10軒。

○寺本町長 それやったら個別回収になりますので。

○丸山議員 はい、分かりました。

○小森副議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。そういった中で、私も相談されて、来られた方にも、今日のことはちゃんと伝えておきますが、何とかしてほしいのは、実際は行政としてはそういうのはできないというのはよく分かりましたので、また、細かく私の方からも今日聞いたことは説明しておきますが、そういった中で、1人でもこの町から出ていっていただくことなく住み続けていただきたい。そういうような意味で、ルールをどこかで変えられるときが来れば、変えてあげてほしいなという思いでありましたので、今日の質問に関しては、また、逐一その相談者には相談しますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○小森副議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

それでは、議長と交代します。

(議長交代)

○丸山議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時38分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

甲良町議会副議長 小 森 正 彦

署 名 議 員 木 村 誠 治

署 名 議 員 藤 居 吉 也